

第3次富良野市農業及び農村基本計画
(素案)

平成31年 月策定
富良野市経済部

目 次

I 章 計画策定の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画期間	1
(4) 計画の推進体制	1
(5) 基本理念	2
(6) 計画を推進するための関係者の責務と役割	2

II 章 農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

1 節 農業及び農村をめぐる情勢の変化と第2次基本計画の評価と検証	5
2 節 第3次基本計画において踏まえるべき本市農業の主要な課題・事項	11

III 章 農業及び農村に関する施策

1 節 農業の持続的発展に関する施策	15
(1) 農業の担い手の育成及び確保	
(2) 需要に即した生産の促進	
(3) 農地の有効利用の促進	
(4) 経営発展の基礎となる条件整備	
(5) 経営の発展に向けた多様な取り組みの促進	
(6) 環境と調和のとれた農業生産の推進	
2 節 農村の維持及び振興に関する施策	31
(1) 集落機能の活性化	
(2) 農村地域の多様な担い手の確保	
(3) 多様な主体の参画による地域固有の資源の維持及び活用	
(4) 地域の持続的かつ自立的発展に必要な条件整備	
3 節 農畜産物の安全及び安心を確保するための施策	37
(1) 安全及び安心を確保するために必要な条件整備	
(2) 食に関する情報提供の充実	
(3) 生産者と消費者の交流を通じた信頼関係の構築	
(4) 市内流通の確保	

IV 章 施策体系及び主要事業

1 節 施策体系と関係機関、団体との関係	41
2 節 施策体系に対する主要事業	45

参考資料

1 富良野市農業及び農村基本条例	50
2 策定経過	54
(1) 富良野市農政審議会の開催経過	
(2) 富良野市農政審議会以外の市民参加の経過	
(3) その他・庁内検討などの経過	
3 用語解説及び関係団体一覧	59

I 章 計画策定の基本的な考え方

I 章 計画策定の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

農業を取り巻く情勢は、高齢化や担い手の減少、食の安全・安心に対する消費者の関心の高まり、日欧・EPAやTPP11の発効など農業を大きく左右する要因が数多く存在している。

特に高齢化や担い手の減少、働き手不足による食料供給力の低下が顕著になってきた。

国は、TPP・EPA対策予算を確保し、規模拡大、輸出、担い手への農地の集約等の構造転換を進めようとしている。

このように、目まぐるしく変化する情勢のなか、本市では課題に的確に対応し、環境に配慮しながら将来にわたり良質な食料を安定供給できる豊かな田園都市の実現をめざすため、平成20年12月に「富良野市農業及び農村基本条例」（以下「基本条例」という。）を制定、平成21年3月に「第1次富良野市農業及び農村基本計画」、平成26年3月には「第2次富良野市農業及び農村基本計画」を策定し、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、基本条例の条項に沿って中期的な施策の目標や内容を明らかにしてきている。

今回策定する新たな「第3次富良野市農業及び農村基本計画（以下「基本計画」という。）」も同様に、市農政推進の指針となるだけでなく、関係機関・団体、生産者、消費者等の各主体が情報を共有し、それぞれの役割に応じて、主体的に取り組みを進める上での共通の指針となるものと考えている。

(2) 計画の位置づけ

この基本計画は、富良野市農政全体の基本的な方向や重要な施策を示すものであり、基本条例第9条の規定に基づき策定する。農業関連計画の中で最上位に位置し、「富良野市総合計画」の部門計画として位置付けている。

また、この計画は国の「食料・農業・農村基本計画」、北海道の「第5期北海道農業・農村振興推進計画」の趣旨を踏まえるとともに、本市の各種計画との整合性を保つものである。

(3) 計画期間

平成31年度から平成35年度までの5カ年間とする。

社会経済情勢の変化などにより、この計画の推進に大きな影響がある場合には、市民からのパブリックコメントや富良野市農政審議会等の意見を聞いて、計画の見直しなど必要な措置を行うものとする。

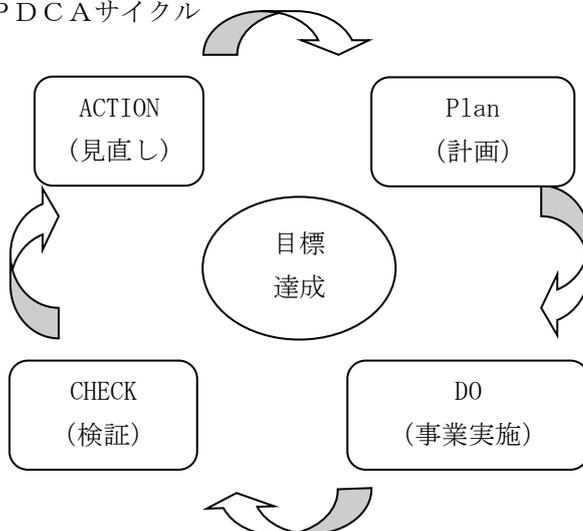
(4) 計画の推進体制

計画の推進にあたり市は、農業者、農業団体の主体的な取組みを基本に、市民、事業者並びに国、道その他の機関と連携・協力し、「環境に配慮し将来にわたって良質な食料を安定供給する豊かな田園都市」をめざすものとする。

この計画を着実に推進するため、市が実施する施策、事業を計画的、効果的に推進するとともに、その結果や効果を検証し、必要に応じて基本計画を見直す、いわゆるPDCAサイ

クルの考え方により進行管理を行う。

(参考) PDCAサイクル



(5) 基本理念

今回策定した基本計画を着実に推進するためには、基本条例第3条に定めた基本理念を市、農業者をはじめ市民全体が共通の認識とすることが重要となる。

・基本理念①

本市農業は、優良な農地、農業資源及び担い手を適切に確保し、地域特性を踏まえた望ましい農業構造を確立し、将来にわたり持続的な発展を図ることで、多様化する需要に即した良質な食料を安定的に供給するとともに、食料自給率の向上に貢献するものとする。

・基本理念②

農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれることにより、農業の持続的な発展の基盤として役割を果たすものであるので、農畜産物の供給機能及び国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面にわたる機能が適切かつ十分に発揮されるよう、生産条件及び生活環境の整備その他の福祉の向上が図られなければならない。

(6) 計画を推進するための関係者の責務と役割

1 市の責務（条例第4条）

市は条例に規定する基本理念にのっとり、農業及び農村に関する総合的な施策を推進する責務を有する。

市は、農業及び農村に関する施策を講ずるときは、国及び北海道との適切な役割分担を踏まえて、市の区域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。

市は、農業及び農村に関する施策への市民理解を促進するための啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

2 農業者の責務（条例第5条）

農業者は自らが農村におけるまちづくりの重要な役割を担っていることを認識し、農業及びこれに関連する活動を行うにあたっては基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

3 農業団体の責務（条例第6条）

農業団体は、農業及び農村に関連する活動を行うにあたっては、基本理念の実現に主体的に取り組むように努めるものとする。

また、専ら農業を営む者及び経営意欲のある農業者が効率的かつ安定的な農業経営ができるよう生産、流通その他必要な施策を講ずるものとする。

4 市民の役割（条例第7条）

市民は、農業及び農村が市民生活に果たしている役割について理解を深め、多面的機能の維持活動への参画、地域で生産される農畜産物の積極的な消費に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

5 事業者の役割（条例第8条）

事業者は、基本理念にのっとり農業及び農村の発展に積極的に協力するものとする。

また、食料の加工、流通及び販売に携わる事業者は、地域で生産された農畜産物を積極的に使用し、又は、活用するよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

〈富良野市農業及び農村基本条例の概要〉

目的（第1条）

この条例は、農業及び農村に関する基本理念、その実現に必要な基本的施策、市、農業者、農業団体の責務、市民及び事業者の役割を定め、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、環境に配慮し将来にわたり良質な食料を安定供給する豊かな田園都市を実現し、市民生活の向上に寄与することを目的とする。

基本理念（第3条）

- ①望ましい農業構造を確立し、良質な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上に貢献する。
- ②農業生産条件及び生活環境の整備その他の福祉の向上を図り、農業生産の基盤である農村を維持・振興する。

関係者の責務、役割（第4条～8条）

①市の責務

- ・ 総合的かつ計画的な施策の推進
- ・ 国、道との役割分担を踏まえ、市の区域の特性に応じた施策の実施

②農業者の責務

- ・ 農村におけるまちづくりの重要な役割を担うこと
- ・ 施策への協力

③農業団体の責務

- ・ 基本理念の実現に主体的に取り組む
- ・ 経営意欲のある農業者が効率的かつ安定的な経営ができるよう必要な施策を講じること

④市民の役割

- ・ 農業及び農村に関する理解を深めること、多面的機能の維持活動への参画、地元産農畜産物の積極的な消費に努めること
- ・ 施策への協力

⑤事業者の役割

- ・ 農業及び農村の発展に積極的に協力すること
- ・ 地域で生産された農畜産物を積極的に使用又は活用すること
- ・ 施策への協力

基本的施策（第9条～13条）

- ・ 基本計画の期間は概ね5年
- ・ 基本計画に掲げる事項
 - ①施策についての基本的方針
 - ②主な施策及び目標
- ・ 施策についての基本的な事項
各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ施策の策定及び実施を総合的かつ計画的に行うこと。
- ・ 基本的施策
 - ①農業の持続的発展に関する施策
 - ②農村の維持及び振興に関する施策
 - ③農畜産物の安全及び安心を確保するための施策

農政審議会（第14～19条）

- ・ 市長の諮問に応じ、基本計画の策定、施策の実施状況及び変更に関することや農政に関する重要な事項についての調査審議

Ⅱ章 農業及び農村に関する施策 についての基本的な方針

Ⅱ章 農業及び農村に関する施策についての基本的な方針

1節 農業及び農村をめぐる情勢の変化と第2次基本計画の評価と検証

(1) 第2次基本計画における取り組みの方向性について

平成26年3月、本市は市内農政推進の共通指針として「第2次富良野市農業及び農村基本計画（計画期間：平成26年度～平成30年度）」を策定した。計画期間中には、TPP交渉が進められ、農地集積を加速させるための農地中間管理機構創設、農協及び農業委員会改革、生乳の流通改革、消費税率の引き上げなど国内農業は大きな転換期を迎えた。

このような状況の下、本市においては担い手の減少と高齢化、農地の分散錯圃、農村での地域活動の担い手不足などの問題に直面しており、国内外の情勢の変化に対応しつつ施策を重点化し、持続可能な本市農業の構築をめざしてきたところである。

■第2次基本計画での重点項目について

1. 担い手対策「多様な担い手の育成、確保」

市全体で人口減少、高齢化が進行するなか、農業従事者のみならず、農業関連の事業者も含めて農業の担い手と捉え、その数を維持、確保及び育成を行う。

2. 農地対策「優良農地の確保と効率的利用」

地域が主体的に地域内の農地をどう利用していくべきか（将来像）を話し合い、合意形成の上、面的集積を進めるとともに、気象変動に耐えられる基盤づくりを関係機関と一丸となっていく。

3. 農村対策「農村の維持、活性化」

人口の減少により、地域での生活維持が厳しくなる地域において活動団体等と連携し、農村地域の再生の機運を盛り上げるとともに、多様な定住者を確保する。

(2) 情勢の変化について

第2次基本計画期間（策定時～直近）における、国内・市内農業に影響のあった事項を以下のとおり記述する。

① 国際情勢の変化について

- ・ TPP大筋合意。その後、米国が離脱しTPP11として発効
- ・ 日欧・EPA発効
- ・ 日米物品貿易協定の交渉開始、その他の国との経済連携も加速化している
- ・ 途上国における人口増加と所得水準の向上等による食料需給のひっ迫
- ・ 海外での「和食」ブーム、ユネスコ無形文化遺産登録

② 国内情勢の変化について

- ・ 総合的なTPP等関連政策大綱がまとまり、意欲ある担い手への経営環境整備に関する予算が措置された。特に影響が大きい畜産への支援は重点配分された

- ・農地中間管理機構の設置（担い手への農地集積の加速化）
- ・水田フル活用、米政策見直し（米の直接支払交付金廃止）
- ・日本型直接支払制度の創設（中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度、環境保全型農業直接支払制度の3制度が法制化）
- ・収入保険制度の導入（品目にとらわれない総合的に対応でき得るセーフティネット）
- ・生乳の流通改革（指定生乳生産者団体の見直し）
- ・原油相場の高止まり、生産資材の高騰
- ・IT技術を用いたスマート農業の進展
- ・東京オリンピック・パラリンピックの食料調達基準にGAPが採用された
- ・国勢調査で人口が初めて減少
- ・全ての業界で働き手不足が深刻化
- ・入管法改正により在留資格が見直され、農業での外国人労働者受け入れが可能となる
- ・「働き方改革」推進
- ・訪日外国人が3,000万人を突破（平成30年）

③ 市内情勢の変化について

- ・（一財）富良野市農業担い手育成機構設立（新規就農窓口を一元化）
※平成30年4月、初の就農者が誕生
- ・高齢化等により農家戸数減少は継続。一方で農業産出額は維持された
- ・働き手不足が深刻化
- ・マルシェ2がオープン。農産物の新たな市内流通拠点として機能
- ・インバウンド需要の増加
- ・農村集落の縮小
- ・畜産農家の規模拡大志向の強まり
- ・基盤整備事業の実施に向け、空知川上流地区で地域農業ビジョン研究会、東山地区では期成会の設立
- ・異常な天候や地震による被害が多く発生
 - ◇平成28年8月 3つの台風が連続して北海道に上陸。大雨により河川上流部で土壌侵食が発生（南富良野町では空知川が氾濫し局地激甚災害指定を受けた。）
 - ◇平成30年3月 季節外れの大雨で雪泥流が多数発生。ハウスの倒壊、小河川の越水により周辺農地の土壌流亡が発生
 - ◇平成30年耕作期 耕作期を通じた高温、低温、長雨等の極端な天候変動による収量減及び品質低下が発生。特に東山地域での影響大
 - ◇平成30年9月 北海道胆振東部地震が発生。北電火力発電所の緊急停止により全道で大規模停電が発生。生乳の集荷が一時的に不能となった

（3）第2次基本計画の評価と検証

基本条例第15条の規定に基づき、平成30年7月に設置した富良野市農政審議会におい

て、第2次基本計画の重点項目「担い手対策」「農地対策」「農村対策」を中心に評価と検証を行った。

なお、基本条例第11条～13条に規定する施策別の評価・検証については「Ⅲ章 農業及び農村に関する施策」の「現状と課題」に記述する。

① 重点項目の評価と検証について

■重点項目1 担い手対策「多様な担い手の育成、確保」

⇒新規参入者の確保・育成は前進した。雇用従事者の確保は状況が深刻化した。

新規参入や農家子弟、雇用就農などの多様な担い手の確保を進めるため、指導体制を整備し、育成プログラムを体系化し育成を進めた。また、研修開始から営農開始時の支援制度を拡充し、円滑に就農させるための一連の支援制度を構築し育成を図った。

今後は全国的に就農希望者が減少傾向にあり、本市を選択する希望者の確保が課題。

また、雇用従事者の取り組みでは、子育て世代の女性をターゲットに農業体験会の開催や農作業へのイメージ改善の取り組みなどを行ってきた。それにより若干ではあるが確保ができたことから、この取組を深掘りすべきである。

雇用従事者の確保は、全ての業界で深刻化している。外国人材も含め他業界との奪い合いとなってきた。

■重点項目2 農地対策「優良農地の確保と効率的利用」

⇒基盤整備事業の実施に向けて協議が進められている。農地の分散解消は進まず。

基盤整備の実施に向け、農業者主体の地域組織として、東山地区で「東山地区道営農地整備事業促進期成会」、空知川上流地区では「空知川上流地域農業ビジョン研究会」が設立された。

農地の効率的利用に関しては、人への集積は進んだが面的な集積は進んでいない。

■重点項目3 農村対策「農村の維持、活性化対策」

⇒一部で地域が主体となり、地域再生への取り組みが動き始めている。

集落は構成員の減少が続いており、引き続き存続が危ぶまれる。

地域再生へ向け、東山地区では東山地域連絡協議会が主体となり地域の誰もが参加できる直売所「しずく」を開設した。更に、ここを地域住民が集う拠点として機能を強化しようとしている。

また、交流人口拡大に向け「山部まちおこしネットワーク」や「ふらの樹海の里ネットワーク」は観光協会と連携し、修学旅行生の農村体験の受け入れを拡大している。

② 施策別「主な指標」の達成状況について

【1. 農業の持続的発展に関する施策】

1) 農業の担い手の育成及び確保

■指標の達成度（矢印の左側が計画時目標、右側は現状）

◎ セミナー開催数 12回 → H26～29・40回

○ 新規就農者数 5年で40名 → 40名以上（予定含む）

○ 雇用労働力 常時雇用 34,500人 → H27・53,402人
△ 雇用労働力 臨時雇用 59,500人 → H27・47,420人
⇒ 新規参入者の確保は進んだが、雇用従事者の確保は厳しくなっている。

2) 需要に即した生産の促進

■ 指標の達成度 (矢印の左側が計画時目標、右側は現状)

- 農場HACCP 2農場 → H29・2農場
- JAGAP (米・麦) 全農家 → H29・全農家
- △ GGAP 1団体+1農場 → H29・1団体
- △ JGAP 10農場 → H30・7農場

⇒ 一部達成にとどまる。GAP等は、農業者の関心が高まっているが取得数は若干の増に留まった。

3) 農地の有効利用の促進

■ 指標の達成度 (矢印の左側が計画時目標、右側は現状)

- △ 販売農家の作付面積 8,600ha → H27・8,477ha
- × 1戸当たりの団地数 2.8団地 → H27・3.46団地

⇒ 達成は困難。作付面積は減少。農地の面的集積が進んでいない。

4) 経営発展の基礎となる条件整備

■ 指標の達成度 (矢印の左側が計画時目標、右側は現状)

- ◎ (再) セミナー開催数 12回 → H26~29・40回
- 基盤整備事業 新たな事業の実施 → 実施に向けた協議の実施 (2地区)
山部・御料・五区地区 → 国営事業
東山地区 → 道営事業

⇒ 上記2地区では事業実施に向け準備が進んだ。これら以外の地区でも事業実施に向けた検討が進められている。

5) 経営の発展に向けた多様な取り組みの促進

■ 指標の達成度 (矢印の左側が計画時目標、右側は現状)

- △ 6次産業化・地産地消法による事業認定 4件 → H29・3件

⇒ 6次化の取り組みは、働き手の不足や経営規模の拡大により、取組者の増加が難しい状況。

6) 環境と調和のとれた農業生産の推進

■ 指標の達成度 (矢印の左側が計画時目標、右側は現状)

- ◎ エコファーマー 125戸 → H29・130件
- (再) 農場HACCP 2農場 → H29・2農場
- (再) JAGAP (米・麦) 全農家 → H29・全農家
- △ (再) GGAP 1団体+1農場 → H29・1団体

△ (再) J G A P 10 農場 → H30・7 農場

⇒ 環境保全型農業の取り組みは浸透してきている。G A P 等の認証制度の取得拡大の動きは鈍い。

【2. 農村の維持及び振興に関する施策】

1) 集落機能の活性化

■指標の達成度 (矢印の左側が計画時目標、右側は現状)

△ 地域活性化の構想を考える団体 3 団体 → H29・2 団体

○ N P O 等が地域活性化に取り組む地域 3 地域 → H29・3 地域

⇒ 一部の地域で、地域主体の取り組みがなされてきている。

2) 農村地域の多様な担い手の確保

■指標の達成度 (矢印の左側が計画時目標、右側は現状)

○ 新規参入者の確保 10 組 → H26～30・9 組 (予定)

○ (再) N P O 法人等が地域活性化に取り組む地域 3 地域 → H29・3 地域

⇒ 農村では、農業者の確保が特に重要。今後も新規参入者の確保に力を入れるべき。

3) 多様な主体の参画による地域固有の資源の維持及び活用

■指標の達成度 (矢印の左側が計画時目標、右側は現状)

○ 農商工連携活動グループ 5 組 → H29・5 組

◎ 修学旅行受入数 15 校 → H29・17 校

⇒ 継続した取り組みが重要。活動の担い手が、本業の忙しさから、活動に参加できなくなることを懸念。

4) 地域の持続的かつ自立的発展のための条件整備

■指標の達成度 (矢印の左側が計画時目標、右側は現状)

△ (再) 地域活性化を考える団体 3 団体 → H29・2 団体

⇒ 農村部の生活基盤の整備は少しずつだが前進している。鳥獣被害に関しては、小動物によるものが看過できない状況となってきた。

【3. 農畜産物の安全及び安心を確保するための施策】

1) 安全及び安心を確保するために必要な条件整備

■指標の達成度 (矢印の左側が計画時目標、右側は現状)

○ (再) 農場 H A C C P 2 農場 → H29・2 農場

○ (再) J A G A P (米・麦) 全農家 → H29・全農家

△ (再) G G A P 1 団体 + 1 農場 → H29・1 団体

△ (再) J G A P 10 農場 → H30・7 農場

⇒ 農業者の意識は高くなってきているが、実需からの要求レベルも年々上がっている。

2) 食に関する情報提供の充実

■指標の達成度（矢印の左側が計画時目標、右側は現状）

△ ふるさと給食（地元率90%以上）5日／年 → H29・2日／年

※H29より、4・9・3月を除く9カ月間にて、月1回ふるさと食材の日を設定（旬のものを使用）

⇒ 指標の目標達成は困難だが、地域の食材をより深く学ぶ機会が拡大した。

3) 生産者と消費者の交流を通じた信頼関係の構築

■指標の達成度（矢印の左側が計画時目標、右側は現状）

◎ 農業関連イベント（市民による）2件 → H29・4件

◎ （再）修学旅行受入数 15校 → H29・17校

⇒ 各地域で農業者を中心に取り組みが進められており、取り組みの継続が重要。

4) 市内流通の確保

■指標の達成度（矢印の左側が計画時目標、右側は現状）

△ 学校給食で70%以上地元産食材品目 3品目 → H29・1品目

○ 地場産コーナーのある量販店 3店舗 → H29・3店舗

◎ 直売所 42か所 → H29・50か所（自営のみ）

× 定期的な朝市 2か所 → H29・0か所（農林課把握分）

⇒ 一部で達成困難。飲食店等での地場産食材利用は、少量ではあるものの拡大している。

2節 第3次基本計画において踏まえるべき本市農業の主要な課題・事項

農政審議会での第2次基本計画の評価・検証についての審議、および市内各関係団体との意見交換から、新たな基本計画（第3次）において踏まえるべき主要な課題と事項をまとめたものが以下のとおりである。

（1）働き手の確保・育成

① 農作業及び酪農ヘルパーの確保

年々、困難になってきた。今後もこの傾向は変わらないものと思われる。

作業の細分化、軽量化、単純化、可視化等により初心者にも分かりやすい作業へ転換すること、また、働きやすい環境を作ること、加えて、農作業のイメージの改善と情報発信方法の工夫を検討する必要がある。初心者が飛び込みやすく、また、実際に働くと、やりがいのある仕事であったと思わせる工夫が必要である。

② 新たな働き手の確保

市内での人材確保に加え、外国人材、道内リゾート施設にて期間限定で働く者等、これまで対象として見てこなかった人達も確保対象に加えることが必要。また、農福連携についても可能性を探ることが必要。

新たな確保対象を雇用に結び付けるためには新たな組織と仕組み、また、安心して外で働ける状況へのサポート体制の充実が必要になるものと思われる。

③ 法人化の推進

今後、営農を継続する農家においては、経営規模の一層の拡大に取り組もうとする者が一定程度ある。こうした者の事業拡大、多角化において従業員確保が課題となるが、法人化は、課題解決の糸口となるものと思われる。

法人化をきっかけに、仕事の平準化を通じ通年雇用の実現をめざすことが望ましい。

また、将来の円滑な事業承継のためにも法人化が望ましい経営が出てくるものと思われる。

近郊に残っている人材は少なく、かつ、将来的にもその状況は改善しないことを理解し、農業者自らが、限りある人材を育成していくこと、並行して自ら雇用環境の改善や作業内容の見直し等、いわゆる「働き方改革」に取り組み、確保の可能性を高めることが必要。

（2）経営主となる担い手の確保・育成

① 新規参入者の受け入れ

現在、地域の受け入れ体制が整備されているのは、東山地区と山部地区の2地区。

地区と連携し、営農開始後、速やかに安定した農業経営ができるよう育成し、また就農地を確保し、就農させている。

他地域での受け入れについては、地域の意向を重視し、慎重に検討する必要がある。

② 農家子弟の就農

農家子弟がいても、継承予定のない世帯が一定程度ある。農家子弟の就農意欲向上及びUターン就農を促す有効な方策を検討することが必要である。

③ 畜産農家の事業承継

畜産業は本市生産販売額の約 15%を占める重要な産業であり、また、経営規模が耕種農家より大きいものが多い。経営者が高齢で後継者がいない経営体の事業承継が課題となりつつある。

一般に畜産農家は長時間就労、重労働が課題とされており、この解消が事業承継にとってもカギとなるものと思われる。このため、TMRセンターや哺育育成などの一部作業の外部化を進めることが有効である。

(3) 主要作物の振興および生産条件整備

① 園芸作物

本市の重要な作物であるメロンやミニトマトなどの園芸作物では、単純作業を行う働き手が不足している。このままでは全道一の面積であるハウス栽培の面積が減少し、ブランド力の低下が懸念される。

② 土地利用型作物

経営規模の拡大が進み、一戸当たりの耕作面積が更に増加することが見込まれる。

これまで機械の大型化などにより対応してきたが、今後、管理が充分に行えず、不作付地となるほ場が出る懸念される。

③ スマート農業の推進

働き手不足を補い、かつ、一戸当たりの耕作面積の上限を引き上げるためには、IT技術を用いたスマート農業等により、省力化・効率化を進め、労働負担の軽減を図ることが必要である。

④ 防疫体制強化

訪日外国人が増加しており、本市においてもアジア圏を中心に増加傾向にある。写真撮影のために無断でほ場に侵入する観光客が後を絶たない。防疫の観点から、観光サイドとの連携により、ほ場へ侵入しないよう啓発を強化する必要がある。

(4) 農地の有効活用

① 作業効率の向上

経営規模面積の上限を引き上げるには働き手の確保や作業の省力化に加え、農地の面的集積を進めることも有効。一戸当たりの団地数を減らす方策を検討することが必要である。

② 生産性向上

近年、集中豪雨や高温など気象変動の幅が大きく、ほ場条件により生育格差が広がる傾向が顕著になっている。この影響を最小限にとどめるためには現在、山部・東山地区で議論が進められている基盤整備事業による排水性改善、有機質の投入・家畜排泄物の有効利用による土の緩衝力を高める取り組みを確実に進めることが必要で

ある。

③ 農地利用の新たな担い手

新たに農外企業との連携した農地利用が有効か、検討する必要がある。

④ 利便性確保

規模拡大に対応するため機械を大型化し効率化を図っているが、農道等が狭く機械が入ることができないほ場が見られるようになってきた。今後の円滑な農地の流動化や作業の効率化を図るためにも、農道等の整備の検討が必要である。

(5) 信頼される産地づくり（＋農畜産物の安全・安心）

① 高品質な農産物をつくる技術と心意気（向上心）の継承

ふらのが信頼される産地となった理由は、先人たちが部会活動、自主研さんグループによる学習により高品質な農産物を生産するための技術を獲得し、常に改善を続けながら消費者が満足するものを送り出すという理念を共有し、市場に供給してきたため。

近年、供給力が衰退している品目があるが、ふらのブランドの高い技術レベル、理念等の知的財産を次世代に引き継ぐことが、信頼され続ける産地であるために極めて重要である。

今後、世代間継承を円滑に進めることに真摯に取り組まなければならない。

② G A P

安全・安心に関する実需からの要求レベルは年々上がってきている。2020年の東京オリンピック・パラリンピックでは食材調達基準にG A Pが用いられ、輸出を行う際にも第3者認証が必要である。

今後、信頼される産地づくりを実践するため、G A P等取得数の拡大を推進する。まずはG A Pへの取組を広く浸透させるとともに、G A P等認証取得の障壁を明確にし、これを引き下げる方法がないか、検討する必要がある。

③ メイドインフラノ

商品名に「ふらの」を用いた商品は多数存在しているが、富良野の食材を使用し、富良野市内で加工されている商品は少ない。

1次産業～3次産業をつなぐ「メイドインフラノ事業」への取り組み拡大に向け、農業者への周知や他産業とマッチングする機会の創出、新商品・メニュー開発などを図る取り組みへの支援を検討することが必要である。

(6) 農村の維持・振興

① 話し合いの場

農村部の集落戸数は減少し、農村部での活動の主要な担い手である農業者が20戸に満たない集落がほとんどとなり、集落機能の低下が懸念される。日頃から個人が感じている課題や新たな挑戦について、地域内で自発的に議論し、行動に移して行くことが重要。地域内だけで議論を進めるのが難しい場合は、会議の進行役を派遣するなど側面支援が必要である。

② 情報インフラ

現代の生活基盤として、また、スマート農業の推進のためにも大容量のデータ通信ができる環境整備が必須となっている。農村部でも整備が一定程度進んでいるが、今後の拡充が課題となっている。

③ 生産振興（東山地域）

近年の極端な気象変動は東山地域で特に影響が大きく、農業被害が続いており、営農意欲の減退につながる懸念される。

(7) 女性・高齢者の参画

農家や街なかの子育て世代の女性は、子育て等の負担が大きく、働きたくても働きに出る条件が整わない場合が多い。また、離農後等の高齢者においては、農村活動での中心的な役割が期待されているが、参画するのは一部の人に限定されている。

子育て世代の女性が十分に力を発揮できる状況をつくることや、離農後の高齢者の地域活動への参画を後押しする方策を検討する必要がある。

(8) 輸出拡大の取り組み

現在、本市において輸出は、品目を絞ってアジアを中心に行われているが、輸出先の販売価格は輸出にかかるコスト増により国内よりも高くなることから、購買層は富裕層以上が中心となっている。ブランド力を上げて付加価値を高める必要がある。

今後、農畜産物の国内需要は減少が確実であり、輸出は有力な販売先となり得るのかについて、引き続き調査研究が必要である。

(9) 有害鳥獣対策

有害鳥獣による被害は、平成 25 年度頃のピーク時と比べると低いものの、依然として発生している。

現在、エゾシカに対する被害防止対策は、防鹿柵による侵入防止、ハンターによる駆除を猟友会の協力を得て実施している。しかし、防鹿柵は老朽化により防御効率が低下しており、適切な維持管理・メンテナンスが課題となっている。

また近年、アライグマ等の小動物の被害が看過できない状況となってきた。

Ⅲ章 農業及び農村に関する施策

Ⅲ章 農業及び農村に関する施策

1 節 農業の持続的発展に関する施策

農業の持続的発展には、生産の3要素である土地、労働、資本を充実させることが基本となる。優秀な人材（経営内・外）を育成及び確保し、生産基盤である農地を有効活用し、資本を充実させ、消費者から必要とされる農畜産物を生産することが基本である。

働き手不足が深刻化していく中であっても、本市食料供給力を維持するには、①人材確保手段の高度化及び多層化、②IT技術等を用いたスマート農業による農作業の省力化、更に③使い勝手が良く、かつ、生産性の高い優良農地を確保することの3点について、重点的に取り組む必要がある。

また、環境負荷を最小限におさえ、自然との調和がとれた生産活動を実践し、良い営農環境を次世代に引継ぐことにも配慮すべきである。

1 農業の持続的発展に関する施策

第11条 市は、農業の持続的発展のため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 農業の担い手の育成及び確保
- (2) 需要に即した生産の促進
- (3) 農地の有効利用の促進
- (4) 経営発展の基礎となる条件整備
- (5) 経営の発展に向けた多様な取り組みの促進
- (6) 環境と調和のとれた農業生産の推進

(1) 農業の担い手の育成及び確保

現状と課題

経営者数、就業人口はともに減少が続く見込み。2025年には団塊の世代全員が75歳を超える。将来を見据え、経営者の確保に加え、働き手の確保及び定着が円滑に進む仕組みが必要となる。

① 販売農家戸数、農業就業人口の状況

就業人口は、年々減少し、このうち65歳以上の割合が34.3%まで上昇。

近年、農家戸数の減少率は緩やかであったが、これは計画期間中の販売環境が比較的良く推移したため、ベテラン農家のリタイアが少なかったことによるもの。2015年時点で団塊の世代が経営主である販売農家は約1/4であり、これから2025年までは減少速度が増すものと思われる。

農家数の減少、就業人口の減少が、生産力減退に直結しないよう、これを補完する外部人材の確保や農作業の省力化・軽量化・効率化が課題となる。

○農家戸数・農業就業人口等の推移

	2000年	2005年	2010年	2015年
販売農家戸数	1,014 戸	840 戸	685 戸	620 戸
農業就業人口	3,034 人	2,305 人	1,885 人	1,664 人
うち 65 歳以上	769 人	724 人	614 人	571 人
	25.3 %	31.4 %	32.6 %	34.3 %

資料：農林水産省「農林業センサス」

② 新規就農者の状況

ア 農家子弟の就農状況

団塊の世代以降の世代が経営主となっている農家は、販売農家の約 3/4。このうち、就農を希望する子弟がいる世帯は限られている。

本市農業の生産規模を維持するためには、農家子弟で農家を引き継ごうという意思を持つ者の割合を高めることと、他出した子弟を Uターンさせることに力を入れるべき。

○農業後継者がいる戸数

	2000年	2005年	2010年	2015年
販売農家戸数	1,014 戸	840 戸	685 戸	620 戸
後継者がいる戸数	359 戸	204 戸	199 戸	141 戸

資料：農林水産省「農林業センサス」

○農家子弟はいるが、後継者になりそうにない戸数

67 戸・割合 13% (回答数 488 戸)

資料：JA ふらの「組合員意向調査 H30.4 実施」

イ 農外出身者の就農状況

平成 28 年 2 月 2 日に（一財）富良野市農業担い手育成機構（以下、「担い手機構」）を設立し、農外出身者の育成に取り組んでいる。

数年前までは研修生の確保が比較的容易であったが、直近では就農相談数がどんどん減少し、かつ、専業農家を希望しない割合が高まっている。さらに国内のあらゆる過疎の市町村が農外出身者の獲得に乗り出し、獲得競争が激化している。

今後も、専業農家を希望する者に選択されるよう、担い手機構を中心に足腰の強い新規就農者を生み出す実績を積み重ねていくことが重要である。

また、法人経営体においても事業承継候補者及び雇用従事者の確保が課題となっている。

○新規就農者数の推移

(年度)	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
新規学卒就農者	5	5	6	9	4	1	2	7
Uターン就農者	0	0	1	3	1	4	4	0
新規参入者（農外出身者）	2	1	2	1	3	4	1	0
計	7	6	9	13	8	9	7	7

資料：富良野市経済部農林課調べ

③ 畜産経営における人材確保

畜産経営は規模を拡大し、本市農業における販売額のウエートが拡大しているものの、耕種農家と同様に、事業継承候補者、従事者ともに不足が深刻化してきている。

今後、人材確保に向け、作業の外部化・共同化を進め、作業負担・時間の軽減に取り組むことが必要となっている。Ⅱ章2節(2)③参照。

④ 働き手確保

本市農業は転作以降、市内の元農家や近隣市町村の女性等、近隣にいる豊富な働き手をJAや青果業者が一括して確保し、供給するシステムを構築することで野菜産地を形成した。その後、市内及び近郊の人口減少及び高齢化に伴う就業人口の減少に対し、JAではヘルパー制度を構築し確保範囲を拡大することで対処した。

一方、自らが働き手（常時及び臨時雇用）を探し、確保してきた園芸農家や野菜農家の一部は、近年、作付拡大のため臨時雇用者を常時雇用者に切り替え、定着させてきたものと思われる。

今、農家で雇用されている人の約4割は65歳以上であり、数年以内に大きく減少することが確実であり、新たな人材を見出すことが喫緊の課題である。

しかしながら、近郊には新たな人材は限られていること、遠隔地からコストをかけて調達しようとする場合であっても他業種との競争が激化していることから、本市農業への就労が選ばれるには、働きやすく、魅力ある仕事であるように就労条件や環境を整えなければならない。

このような状況を踏まえ、市は平成29年から、市内の子育て世代の女性を農作業へ導くための条件・環境を調べ、農家とのマッチングを試行したところ、年間数名を誘導できた。今後、子育て環境が一層整った場合には更に誘導できる可能性があるか検討を深める必要がある。

また、JAや青果業者による供給システムにあっては、調達範囲を海外まで広げること、他産地・他業種と連携し調達すること、生活・就業環境、作業内容を見直し、農作業が働きやすく、やりがいを感じられる仕事であると実感できる「働き方改革」に取り組むことが喫緊の課題。Ⅱ章2節(1)の①②参照。

なお、働き方改革に実際に取り組むのは、利用農家であり、利用農家自らが考え、工夫していく体制が必要と考えられる。

農家自らが直接確保する場合（常時・臨時雇用）においては、新たな人材を迎え入れるために農作業体験会の開催や農業従事者を専門にあっせんする組織の設立、働き手を農家間で融通しあうような仕組み等、あらゆる方法の実現可能性を丁寧に検証し、できることから実践していくべき。

○雇用従事者の状況

		2000年	2005年	2010年	2015年
雇用従事者 (のべ人数)	農作業ヘルパー	5,288 人	21,358 人	14,955 人	14,309 人
	酪農ヘルパー	1,708 人	2,023 人	1,572 人	1,858 人
雇用形態 (のべ人数)	常時雇用	76,383 人	12,571 人	33,503 人	53,402 人
	臨時雇用		23,685 人	59,404 人	47,420 人

資料：農林水産省「農林業センサス」

⑤ 農地所有適格法人（旧農業生産法人）の状況

法人は、雇用就農希望者の受け皿として重要であり、北海道はサポートデスクを設置し、法人化推進に力を入れている。本市でも法人化を推進するため研修会を開催してきた。

2010年以降、法人数が増加しているが、これは規模拡大に向けた雇用従事者の確保や円滑な資金調達のためというのが大きな要因だと思われるが、雇用従事者の確保に関しては苦戦している様子。

○農地所有適格法人の数

	2000年	2005年	2010年	2015年
農地所有適格法人	25 法人	32 法人	27 法人	38 法人

資料：農林水産省「農林業センサス」

施策の目標と主な取組

※●印は重点的な取組事項

本市農業の持続的な発展を支える多様な人材の確保及び育成（優秀な経営主の育成、後継者の確保及び育成、雇用従事者となりうる人材の発掘及び定着）を図ります。

【重点項目】
働き手確保
対策
 雇用従事者の
 確保・育成

- 働き手を一括確保し供給するシステムの高度化に向けた取り組みを支援します。
- 利用者自らが働き方改革の推進主体となる、(仮)ヘルパー運営協議会の設立を求めます。

<p>経営者の 確保・育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●働き手を確保し供給するための新たな仕組みとして、働き手を融通し合う仕組みや、農業専門の従事者をあっせんする組織の設立を調査研究します。 ●担い手機構を中心に、新規参入者や農業後継者など多様な担い手を確保・育成します。 ●新規参入者の受け入れ地域拡大に向け、受け入れ体制を構築する意向を持つ地域を支援します。 ●後継候補者が定着するよう、若年期から就農意欲を喚起する啓発活動に努め、経営主に対しても就農環境づくりを啓発・支援します。 ●就農間もない農家後継者への経営管理能力の向上を支援します。 ○めまぐるしい経営環境の変化に対応できる経営者能力を養成します。 ○畜産における円滑な経営継承の手法を検討します。
<p>営農組織の 活性化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○営農組織の活性化を検討する機会を創出します。 ●共同活動に必要な農業用施設・機械の導入等を支援します。
<p>農作業・畜産業 受委託組織の 育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○農作業受委託の推進に必要な相談、支援を行います。 ●酪農において、過重となっている労働の軽減を図るため「TMRセンター」や「哺育育成センター」の設置等、分業化を推進します。
<p>企業との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●農外企業との連携に必要な相談、支援を行います。 ○農業者と企業が交流する機会を創出します。
<p>女性の参画の 促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○アグリパートナーの確保を支援します。 ○家族経営協定を推進します。 ●経営への更なる参画を促すため、女性を対象とした各種研修講座を開催します。 ●安心して働きに出られる状況をつくるサポート体制のあり方を検討します。 ○指導者への女性登用を促進します。
<p>健康維持増 進・農作業事故 の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○特定健康診査やがん検診の受診を啓発します。 ○農作業事故の防止に努めます。

主な指標

※市主催セミナー参加者数 H29年度 402人 → H35年度 500人【拡大】
 ※新規就農者数 H26～30年度 40人 → H31～35年度 40人【維持】
 (新規就農者＝農外からの就農者＋農家子弟の就農者＋法人雇用就農者)

※雇用労働力

常時雇用 H27年度 53,402人 → H35年度 54,000人【維持】

臨時雇用 H27年度 47,420人 → H35年度 48,000人【維持】

(2) 需要に即した生産の促進

現状と課題

消費者の食の安全・安心に対する意識は一層高まり、さらに健康志向など消費者ニーズは多様化している。

ターゲットを明確にした生産体制を構築し、品目の集約化や施設の再編などにより、コストの低減や安定的な出荷を行う体制づくりが重要である。

国内需要は、今後確実に減少する見込みとなっているが、海外においては、日本「ブランド」の評価の高まりに伴いニーズが増加。特にアジア圏の富裕層を中心に、品質が高く安全・安心な日本産農畜産物の評価が高い。

現在は、国内販売が中心だが、本市でも輸出の取り組みを強化していくのか検討すべき時期が来ている。

① 作物別作付面積・農業産出額の推移・野菜の作付比率の状況

- ・ 水稲は作付が減少しているが、労働力不足から作付拡大を希望する農家が出てきている。
- ・ 小麦、飼料作物の作付が増大している。
- ・ 野菜は2005年まで減少傾向であったが、近年は横ばい。玉ねぎが約半数となっている。
- ・ 土地利用型の重量野菜の減少が続いている。
- ・ メロンやミニトマトなどの高収益の園芸作物は働き手不足が拡大の支障となっている。
- ・ 農業産出額は維持されている。特に乳用牛（生乳）の割合が高まっている。
- ・ 収益性の高い野菜を作付する戸数の割合は58%（露地野菜＋施設野菜）と増加傾向。

○主要作物の作付動向

(単位：ha)

(年)		1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	動向
水稲		1,670.0	1,479.5	1,323.6	1,048.1	861.0	702.9	667.5	↘
畑作	小麦	1,216.0	1,315.9	979.6	1,364.1	1,849.7	1,817.6	2,086.1	↗
	大麦	369.0	332.3	348.8	266.8	272.1	183.2	180.9	↘
	大豆	171.0	100.7	83.7	73.8	131.0	62.3	90.4	→
	てん菜	762.0	800.4	732.8	626.5	707.3	675.5	568.4	↘
畑作計		2,518.0	2,549.3	2,144.9	2,331.2	2,960.1	2,738.6	2,925.8	↗
野菜	菜豆	105.0	106.9	106.9	49.3	36.0	22.6	27.1	↘
	馬鈴薯	483.0	442.6	409.6	284.1	212.7	217.1	186.3	↘
	西瓜	133.0	141.8	154.5	160.6	137.3	132.3	138.7	↘

メロン	88.0	112.6	137.7	158.3	166.6	176.5	175.2	→
かぼちゃ	167.0	222.6	288.7	328.9	301.7	355.5	231.9	↓
たまねぎ	1,337.0	1,561.0	1,749.9	1,741.8	1,315.0	1,433.6	1,532.2	→
ゆり根	50.0	56.9	38.9	34.7	24.3	15.1	6.0	↓
人参	1,380.0	1,097.3	1,005.5	748.9	434.6	262.5	193.6	↓
アスパラガス	113.0	148.0	106.8	60.8	50.9	50.8	46.8	↓
スイートコーン	312.0	398.6	302.6	320.0	344.6	480.1	373.8	↓
トマト	不明	不明	不明	13.0	17.0	23.7	20.7	→
その他	101.0	175.4	160.2	158.2	115.2	92.8	353.1	↑
野菜計	4,269.0	4,463.7	4,461.3	4,058.6	3,155.9	3,262.6	3,285.4	↓
飼料作付面積	915.0	819.5	1,083.6	1,402.1	1,710.3	1,858.7	2,066.4	↑
地力増進作物			199.1	268.8	300.7	390.7	308.0	→

資料：作付実態調査

○農業産出額の推移

(単位:百万円)

(年)	計	水稲	麦類	豆類 雑穀	いも 類	野菜	果樹	花 き	乳用 牛	肉用 牛	その他 畜産	その 他
1995	19,226	1,915	464	315	681	12,691	101	54	1,453	223	217	1,112
2005	16,870	750	1,150	210	450	11,220	100	70	1,830	110	190	790
2014	16,580	660	340	150	280	11,850	150	70	2,290	70	240	480
2015	16,870	710	490	140	300	11,720	150	40	2,510	80	230	500

資料：農林水産省「農業産出額調査」

○野菜の作付比率

(左は戸数)

	1985年		1995年		2005年		2015年	
露地+施設野菜	500	36.8%	575	48.9%	366	44.3%	357	58.0%

資料：農林水産省「農林業センサス」

② GAP・HACCP

農産物の安全・安心確保に向け、本市では2006年からGAP導入を推進してきており、その必要性は認知されてきているが、取得数の伸びは鈍い。

2020年の東京オリンピック開催を契機とし、本格的な導入が求められている。

○GAP・HACCPの認証取得状況

	2010年	2017年
J・GAP	3農場 (H23)	7農場 (2018.1)
G・GAP	—	1団体 (18戸)
HACCP	1農場 (H24)	2農場

資料：富良野市経済部農林課調べ

施策の目標と主な取組

※●印は重点的な取組事項

消費階層（ターゲット）を明確にした産地体制の構築を促進します。

需要の適切な把握

- 生産組織による市場調査や商談会への参加等、需要を適切に把握しようとする取り組みを支援します。
- 食に関する資格取得を通じ多様な需要への対応ができる経営体を育成します。

主要な作物別の生産振興策

- 国の経営所得安定対策等と連動し、収益力向上への取り組みを促します。
- 野菜 省力化の技術・機械の導入を促進し、作付面積の維持を図ります。また、加工・業務用需要への対応、長期継続的出荷の体制を構築します。
- 畜産 生乳の増産に向け、搾乳・飼養・繁殖管理に専念できる体制づくりを促進します。また、家畜改良の促進、自衛防疫活動の強化を図ります。
- 水稻 実需者ニーズに即した計画的・安定的な生産・出荷を推進し、栽培技術の統一や機械の効率的な利用により、低コスト化を図ります。
- 畑作 実需者ニーズに即した計画的・安定的な生産・出荷を推進します。
適正な輪作体系の維持・確立を基本に、緑肥やたい肥等の活用による土づくりや、栽培管理の省力化、ほ場の排水対策の強化を進め収量・品質の確保により収益性向上を図ります。
- 醸造用ぶどう 需要動向に即した品種への改植や園地整備等により、良質な果実の安定生産を推進します。
担い手の確保に向け、新植・改植を支援します。
- 飼料作物 自給飼料生産体制を強化します。
高品質飼料生産に向け、新たな飼料作物の試験栽培や草地整備を推進します。
TMRセンターによる組織的生産への取り組みを調査研究します。

新たな市場（販売先）の開拓

- 輸出事例を調査研究します。
- 新たな販路開拓に必要な取り組みを支援します。
- 観光と連携した本市農畜産物の国内外でのPRを行います。

主な指標

○JA 扱いにおける契約取引の割合

品目名	区分	H30	H35	品目名	区分	H30	H35
玉ねぎ	生食・業務向け	45%	50%	にんじん	生食・業務向け	25%	30%
	加工向け	100%	100%		加工向け	100%	100%
馬鈴しょ	生食・業務向け	40%	60%	大根	生食・業務向け	—	—
	加工向け	100%	100%		加工向け	100%	100%
スイート コーン	生食・業務向け	5%	15%	ブロッコ リー	生食・業務向け	95%	95%
	加工向け	100%	100%		加工向け	—	—
南瓜	生食・業務向け	100%	100%	ミニトマ ト	生食・業務向け	10%	15%
	加工向け	100%	100%		加工向け	—	—

注) 契約取引の割合＝契約取引量 (t) / 総取扱量(t)

(参考) JA ふうらが関与する輸出品目

LL牛乳 (香港)、玉ねぎ (韓国)、ゆり根 (台湾・シンガポール)、メロン (台湾・シンガポール)、ニンジンジュース (香港・台湾)、ドレッシング (シンガポール)、スープ (香港) など

(3) 農地の有効利用の促進

現状と課題

農業の持続的発展のため、これまでも農地法や農振法に基づく計画的な土地利用を推進してきており、引き続き、適切な土地利用規制の下、優良農地を確保していくことが必要である。

現存する優良農地を「作業効率が高く、生産性の高い農地として維持・管理し、流動化に当たっては効率的利用が可能となるよう面的にまとまった形で引継ぐ」ことが重要になる。

今後も、計画的な基盤整備事業 (国営・道営・団体営) の実施、土づくりの推進に努めるとともに、効率利用の実現のため、国の農地制度の動向を注視しながら、地域内で将来の農地利用のあるべき姿を議論する場を設け、議論結果を踏まえた流動化に努めることが重要となる。II章2節(4)参照。

① 経営耕地の状況

経営耕地面積は減少が続く。ハウス面積も 2010 年より減少に転じた。

○経営耕地の状況

	2000年	2005年	2010年	2015年
販売農家の経営耕地面積	9,496 ha	9,002 ha	8,775 ha	8,477 ha
うち田	2,551 ha	3,221 ha	3,107 ha	2,861 ha
うち畑	6,948 ha	5,780 ha	5,667 ha	5,615 ha
うちハウス設置面積	159 ha	226 ha	222 ha	214 ha
農家一戸当たり経営耕地面積	9.3 ha	10.7 ha	12.8 ha	13.7 ha

資料：農林水産省「農林業センサス」

② 農地流動の傾向

平成20年度以降の傾向として、賃貸借は再設定のケースが多く、本市では所有権移転（売買）による流動化が主流となっている。

また、毎年実施している「人・農地プラン」の農家アンケートでは、農地に関して、富良野地区では需要（買い手）が多く、山部地区は需給バランスが均衡、東山地区は供給（売り手）が多い状況となっている。

○農地流動化の推移

農地法第3条による流動化

（単位：a）

（年度）	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計	H10~19計
所有権移転	917	2,787	4,688	5,256	2,006	3,304	4,930	4,028	8,303	4,854	41,073	106,993
賃貸借	327	580	1,553	241	499	898	565	0	77	736	5,476	3,624
合計	1,244	3,367	6,241	5,497	2,505	4,202	5,495	4,028	8,380	5,590	46,549	110,617

基盤強化法による流動化

（単位：a）

（年度）	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計	H10~19計
所有権移転	24,822	13,962	20,272	13,307	14,280	21,692	26,132	15,501	13,248	19,710	182,926	267,834
賃貸借	17,433	24,258	11,884	31,373	28,561	15,595	13,387	23,040	16,373	26,391	208,295	208,090
合計	42,255	38,220	32,156	44,680	42,841	37,287	39,519	38,541	29,621	46,101	391,221	475,924

資料：富良野市経済部農林課調べ

③農地の集積状況

団地数は、平成25年度に2.8団地だったものが、平成29年度は3.46団地と増加した。

面的集積より規模拡大を優先して取得したケースや、畜産農家が自給飼料確保のための広域的に農地を確保したケース、また離農跡地を保全するため地域の担い手が引き受けたケースなどがあり、増加したものと思われる。

施策の目標と主な取組

※●印は重点的な取組事項

農地法、農振法等に基づく土地利用規制を適正に運用し優良農地の確保に努めるとともに、農地を有効に活用するために、効率的かつ合理的な土地利用の在り方に関する地域の話し合いを活性化させます。

優良農地の確保のための計画的な土地利用の推進

- 農業振興地域整備計画に基づき、適正な土地利用を推進します。
- 農振制度や農地転用許可制度を適切に運用します。

農地流動の最適化

- 人・農地プラン等により農地流動に必要な情報を集積し、今後の農地利用のあり方について地域での話し合いを促します。
- 基盤整備事業等を契機とした担い手への面的集積や輪作体系の確立による土地利用の高度化を検討します。

耕作放棄地の発生防止・解消

- 耕作放棄地の現地調査に基づき、発生の防止・解消に努めます。
- 耕作放棄されそうな土地にあつては、畜産の利用や地域による共同管理等、地域の主体的な土地利用となるよう助長します。

主な指標

- ※経営耕地面積 H29年度 8,477ha → H35年度 8,500ha【維持】
- ※1戸当たりの団地数 H27年度 3.46団地→H35年度 3.40団地【維持】

(4) 経営発展の基礎となる条件整備

現状と課題

ほ場の生産性向上が基本。国営・道営事業を活用し、基盤整備を計画的に推進することが重要である。

また、集出荷施設の集約・再編などの流通体系の整備や高性能機械の導入を支援し、産地体制の強化を図ってきた。

このような取り組みにより、農家戸数が減少するなかにあつて農業産出額は1995年に1,579万円だったが、2015年には2,721万円にまで上昇した。

今後も、消費者に安定的に食料を供給し続けられるよう、自己研さんに努めることや基盤整備事業の一層の推進、IT技術を用いたスマート農業による農作業の省力化等を推進することが必要である。II章2節(3)・(4)参照。

① 基盤整備事業及び施設等整備の実施状況

○基盤整備事業の実施状況

実施年度	事業名	地区名	事業内容	金額：事業費 (市負担額)
H26	経営体育成基盤整備事業	山部御料	暗渠・客土・排水路整備	10,460,000 (54,486)
H26~ H29	農地保全整備事業	山部中央第2	除礫・測量調査	254,111,600 (28,386,901)
H26~ H29	農地整備事業 (畑地帯担い手育成型)	育良第2	暗渠・客土・区画整理	333,434,000 (12,252,825)
H26~ H29	農地整備事業 (通作条件整備事業)	大沼	農道整備・測量・実施設計	146,588,253 (32,821,821)
H26~ H28	農地防災事業 (用排水施設整備事業)	南大沼	排水路整備・測量・実施設計・詳細設計	91,600,000 (13,823,250)
H28, H29	農地整備事業 (経営体育成型)	扇山1期	区画整理調査設計・排水路整備	203,327,741 (7,783,619)
H29	農地整備事業 (経営体育成型)	扇山南2期	区画整理調査設計・排水路調査設計	43,994,880 (820,935)
H29	農地整備事業 (経営体育成型)	扇山北	区画整理調査設計・排水路調査設計	36,087,120 (499,770)

○生産条件整備の実施状況

導入年度	事業名	事業内容	金額：事業費 (補助額)	台数等	備考
H26	強い農業づくり事業	アスパラガス自動選別機等	40,176,000 (18,600,000)	1式	J A
H26	強い農業づくり事業 (経営体育成支援事業)	農業者個人 機械・施設導入	86,604,390 (24,065,000)	計20台	農業者
H27	強い農業づくり事業 (経営体育成支援事業)	農業者個人 機械・施設導入	125,074,540 (31,995,000)	計37台	農業者
H26, H27	地域づくり総合交付金	担い手センター・トレーニングほ場整備	40,721,441 (14,800,000)	1式	市
H29	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	フリーストール牛舎・搾乳ロボット等	522,000,000 (219,839,000)	1式	農業者
H29	強い農業づくり事業 (産地パワーアップ)	玉葱茎葉処理施設	310,269,960 (124,850,000)	1式	J A
H29	強い農業づくり事業 (産地パワーアップ)	ミニトマト選別施設	149,688,000 (69,300,000)	1式	J A
H26~ H28	草地畜産基盤整備事業	草地改良など	95,737,680 (47,864,000)	戸数延べ 28戸	農業者
H26~ H29	防衛施設周辺民生安定施設整備事業	機械導入・玉葱エレン・一次貯蔵庫建設	949,435,000 (638,952,000)	1式	J A

資料：富良野市経済部農林課調べ

② 地域営農支援システム

作業受託組織における播種・収穫作業の受託により農業就業人口の減少が補われているが、オペレーターの確保が年々厳しくなっている。

また、畜産においては、広域支援システムとして公共串内牧場の再整備、哺育育成センターの設置協議が進む。

○市内受託組織による作業状況（H28 実績）

・受託面積 1,992ha ・受託戸数 339 戸
・作物／野菜 800ha ・麦類 350ha ・水稻 300ha ・飼料作物 130ha 他

施策の目標と主な取組

※●印は重点的な取組事項

生産の基礎となる土地生産性の向上を図るとともに、収益向上に必要な生産・流通の条件整備やスマート農業を推進し、足腰の強い産地形成を促進します。また、ブランドの向上を図るため、先人の高い技術を次世代に引き継ぎ、営農技術や経営力を養う機会を充実します。

【重点項目】

農地対策

基盤整備の推進

- ほ場の大区画化や土づくり、排水改良などの基盤整備を計画的に推進します。
- 農業水利施設等の適切な更新・保全管理を指導します。
- 新たな地区での基盤整備に向け、地域での話し合いを促進します。
- 草地整備事業の実施に向けた取り組みを推進します。

【重点項目】

省力化対策

農作業の負担軽減

- 生産現場の課題を解決するスマート農業を推進します。
- スマート農業を実践する人材を育成します。
- 省力化に資する栽培技術の調査研究をします。

経営者の資質向上

- 営農技術体系等を活用し、営農指導を行います。
- 農業経営等を学ぶ機会を充実します。

足腰の強い産地づくり

- 生産資材の低減技術及び高性能農業機械の効率的な導入を推進します。
- 安全・安心・品質を消費地へ繋ぐために必要な産地体制の確立を推進します。
- 機械の大型化等に対応した農道のあり方について手法を検討します。

ブランド価値の向上

- 本市農畜産物のブランド向上に積極的に取り組む人材を育成します。
- ブランド向上に結びつく新たな挑戦を支援します。

主な指標

- ※（再掲）市主催セミナー参加者数 H29 年度 402 人→H35 年度 500 人【拡大】
- ※基盤整備事業 新たな地区での基盤整備事業の実施に向けた取り組み

(5) 経営の発展に向けた多様な取り組みの促進

現状と課題

経営の発展に向けた多様な取り組みは、経営規模の拡大等の影響から停滞気味ではあるものの、所得確保や消費者との直接的なつながり（「顔が見える」関係）を志向する者は取り組む傾向がある。

農業者による6次産業化商品の展示会「ファーマーズギフトショー」の開催や、市内で生産した原材料を市内で商品にまで仕上げた商品を認定するメイドインフラノ事業などにより、地場産商品の認知度が高まり、飲食業・宿泊業において地元食材利用の機運が高まりつつある。

新たな事業展開を考えている農業者に対しては、商品開発から販売までに必要なノウハウの習得、他産業とのマッチング等を側面的に支援することを検討する。Ⅱ章2節(5)参照。

① 関連事業の取り組み状況

関連事業へ取り組むケースが2000年から2005年の5カ年で1.7倍に増加した。その後、取り組み戸数は横ばい。事業規模は小さなものが多く、経営の中心は農業であり、規模拡大等により営農以外の取り組みまでには十分に手が回らない状況にあると思われる。

直販に関しては、ネット環境の普及により取り組みやすくなっている模様。

○関連事業への取り組み状況

(単位：戸)

	2000年		2005年		2010年		2015年	
販売農家	1014		840		685		620	
関連事業を行っている	80	7.9%	140	16.7%	124	18.1%	127	20.5%
農産加工	5		4		12		15	
直販	52	5.1%	135	16.0%	108	15.7%	114	18.3%
貸農園・体験農園等			2		9		12	
観光農園	6		1		7		9	
農家民宿			3		2		1	

資料：農林水産省「農林業センサス」

施策の目標と主な取組

※●印は重点的な取組事項

直販等の農業関連事業への取り組み、及び6次産業化の取り組みを助長させるとともに、消費者から信頼されるよう、品質の安定・向上を促します。

経営の多角化
への能力向上・人材育成

- 多様な取り組みの成功事例に関する情報を収集し提供します。
- 経営多角化において必要となるマーケティングや接客等の能力向上を支援します。
- これまで蓄積された技術とノウハウによる経営の多角化を支援します。

法人化の推進

- 法人化について学ぶ機会を創出します。
- 法人等の福利厚生面の改善支援を検討します。

他産業との連携強化

- 市内において6次産業化や農商工連携が円滑に進むよう、連携機会の創出に努めます。
- 新商品の開発や商品の品質の安定・向上の取り組みを支援します。

主な指標

※6次産業化・地産地消法に基づく事業認定状況
H29年度 3件 → H35年度 4件 【拡大】

(6) 環境と調和のとれた農業生産の推進

現状と課題

本市では、将来にわたって農業生産が可能となるよう、農業者が取り組むべき環境規範の実践、農業残さ物の有効活用など環境に配慮した生産活動を推進している。

土の緩衝力を高める観点から、家畜排せつ物の有効利用をさらに進める必要がある。

また、家畜飼養頭数は年々増加している。家畜排せつ物の有効活用としては、ほ場還元が基本であるが、一部で環境負荷軽減のため、自主的にスラリー浄化システムを導入する動きが出ている。今後も環境負荷に配慮した農業の実践を啓発する。

① 環境保全型農業への取り組み

環境保全型農業の取り組みは、2010年で全農家の約90%にまで上昇した。

2015年は統計上59%に低下しているが、従来は環境保全型農業の取り組みとして認知されていたものが今では当たり前の営農行為として定着したためと考えられる。

日本型直接支払制度に位置づけられている環境保全型農業直接支払事業に関しては農家が組織する推進団体に15戸が加盟し、うち平成30年度は11戸が実践した(H30年度)。

今後も、環境保全型農業の広がりに向け、啓発活動を強化することが必要。

○環境保全型農業への取り組み状況

(単位:戸)

		2000年		2005年		2010年		2015年	
農家総数		1014		841		686		655	
環境保全型に取り組んでいる		486	48%	685	81%	616	90%	388	59%
取組 形態	化学肥料の低減			416	49%	482	70%	214	33%
	農薬の低減			581	69%	497	72%	264	40%
	堆肥による土づくり			499	59%	468	68%	252	38%

資料：農林水産省「農林業センサス」

○環境保全型農業直接支払交付金の取り組み状況（2017年）

取組内容	申請者（人）	対象面積(a)
有機農業	6人	4,061
カバークropp	3人	676
堆肥施用	4人	3975
合計	のべ13人	8,712

資料：富良野市経済部農林課調べ

② ファーマーの推進状況

エコファーマーについては、2006年に急増し、現在は130戸となっている。

○エコファーマーの登録数

	2010年	2017年
エコファーマー	125戸	130戸

資料：富良野市経済部農林課調べ

施策の目標と主な取組

※●印は重点的な取組事項

環境保全型農業に取り組む農業者の割合向上に向け啓発活動を強化します。また、家畜排せつ物の適正処理を徹底します。

クリーン農業
技術の普及

○堆肥等の有機物の施用による土づくりに努めて化学肥料や化学農薬の使用を必要最小限にとどめるクリーン農業技術の一層の普及を図ります。

○環境保全型農業に取り組む農業者を育成します。

家畜環境対策
の推進

●家畜排せつ物の有効活用として、耕種農家への供給強化を進めるなど、循環的利用となるよう促します。

有機農業の推
進

○有機農業に関する生産技術情報の提供を行います。

主な指標

※環境保全型農業直接支払事業・団体加盟農家数

H29年度 15人 → H35年度 20人【拡大】

※エコファーマー H29年度 130戸 → H35年度 135戸【拡大】

2 節 農村の維持及び振興に関する施策

中山間地域にある本市農村部は、生活の場であるだけでなく、その地理的条件から見て、耕地や森林を維持することを通じ、国土や環境保全等の面で最前線の役割を担っており、また、郷土文化継承の面でも機能を果たしている。

しかし、人口減少・高齢化によるコミュニティ機能の低下や、生活店舗の撤退などの利便性の低下が危ぶまれる地域もある。

既存の農村居住者、新規就農者、都市からの移住者など様々な人が協力し、農村における農業資源の管理、農業生産面での相互補完機能、生活面での相互扶助機能を維持させつつ、地域資源を活用し維持・振興を図るとともに、中山間地域等の条件不利の度合いの大きい地域は、非農業部門等による活性化も視野に入れ、集落社会を維持することが重要である。

2 農村の維持及び振興に関する施策

第 12 条 市は、農村の持続及び振興のため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 集落機能の活性化
- (2) 農村地域の多様な担い手の確保
- (3) 多様な主体の参画による地域固有の資源の維持及び活用
- (4) 地域の持続的かつ自立的発展に必要な条件整備

(1) 集落機能の活性化

現状と課題

集落機能の維持の困難さが増している。さらに、近年は会合等が減って隣人とのつながりが希薄となったとの声もある。

今後、地域の資源管理や国土保全の活動、農業生産活動にあっても人手不足により活動レベルの低下、これに伴う鳥獣被害の増加が懸念されている。

集落機能の維持について地域住民が主体的に議論し、実践していくことが必要と思われる。
II 章 2 節 (6) 参照。

施策の目標と主な取組

※●印は重点的な取組事項

住民自らの創意工夫による、集落機能の活性化を検討する地域を増やします。

住民自身による集落機能の維持

- 地域活性化に向けた地域活動を行う N P O 法人等の活動を支援します。
- 地域主体による検討が円滑に進むよう、外部コーディネーターの派遣等の側面支援を継続します。
- 地域住民が集う機会の創出・新たな取り組みについて支援します。

大学との連携
による調査・研
究等

- 北海道大学との協働により実施してきた農村活性化の調査結果をもとに、地域活動への助言を行います。
- 北海道大学等との連携を強化し、調査・研究や人的交流を継続します。

主な指標

※地域の活性化に向けた構想を考える団体
H29年度 2団体 → H35年度 3団体 【拡大】

※NPO 法人等が地域の活性化に取り組む地域
H29年度 3地域 → H35年度 3地域 【維持】

東山地域での地域活性化に向けた取り組み



富良野市



直売所の様子

「わが村は美しくー北海道」運動第8回コンクール応募団体
ふらの樹海 やさい工房「しずく」運営委員会
【富良野市】
農家・消費者・直売所を繋ぐ場

はじまりは？	ここが自慢
<p>富良野市東山地区の農家の奥さんが中心になり、規格外農産物を「もったいない」の意識で直売所を始めました。声かけで徐々に地域に浸透し商品作物が増えています。</p> 	<p>【地域のコミュニケーションの場所に】 平成28年は36件の農家が参加しましたが、今度は販売所を広くして参加農家を増やしたいと考えています、平成29年からプレハブ小屋で販売とサロンを行い、より地域の情報交換の場として活発になることを期待しています。 冬に向かって「雪」を題材にしたPRを考えています。雪だるまや雪遊びコンクールを提案し、この場所に人が集まる広がり工夫します。 直売所に設置しているテーブルは、くつろぐ農家やお客さん、店員との交流場になっています。</p>  <p style="text-align: center;">直売所での交流の様子</p>
<p>おもな活動</p> <p>平成28年は直売所の営業日を金・土・日の3日間にしてスタートしました。 直売所の協力農家が35件、行政の理解・協力も大きく地域活性化の弾みと農家の収入増に繋がる活動になりました。 この地域の農産物の特徴は、温度差による野菜の糖度や味覚が良いところ、それに加えて価格が噂を呼び遠方からの購入者も多くなっています。 売れることで販売品種や参加農家の拡大に結びついています。</p>	<p>連絡先</p> <p>代表者名：笠倉 要一さん／設立：2016年／役員：35名 住 所：富良野市東山共栄 東山パークゴルフ場横 電 話 番 号：090-1386-3936 (担当：藤澤 康次さん) F A X：0167-27-2424 E-mail：Zico243sesahiku@gmail.com U R L：-</p>

北海道開発局「わが村は美しくー北海道」運動

(2) 農村地域の多様な担い手の確保

現状と課題

農村は定住性が高いことにより、昔から継承されているルールを遵守する気風や合意形成力を有し、農村コミュニティは力を発揮してきたが、高齢化・人口減が大きく進み、その特徴が崩れてきている。

地域の核となる人材はいるが、人数は限られている。農家1戸当たりの経営規模が拡大しており、地域活動にまで手が回らない状況もある。

農家戸数が19戸以下の小規模集落が大半となった現在、農村女性や離農後の高齢者、非農家の農村活動での活躍が期待されている。

また、若者を中心に都市生活者が都市と農村を行き交う「田園回帰」の動きもあり、今後、農村地域では多様な生き方を望む都市生活者を、地域の住民として受け入れる包容力も必要である。

○農業集落の状況

	2000年	2005年	2010年	2015年
農家人口	4,488人	3,575人	2,697人	2,335人
農業集落戸数	2,710戸	2,551戸	1,501戸	1,240戸
非農家率	49%	55%	56%	52%
農家戸数が19戸以下の農業集落数	40/81	48/81	73/75	69/72
農家人口が29人以下の農業集落数	6/81	9/81	29/75	35/72

資料：農林水産省「農林業センサス」

施策の目標と主な取組

※●印は重点的な取組事項

農業集落内外の多様な人材を地域活動の担い手として確保・育成します。

地域内人材の
定着・育成

- 地域の核となる人材や活動団体を育成します。
- 非農業者、高齢者、女性の地域農業資源の維持管理活動への参加、直売活動等への参画を促します。

地域外人材の
活用・定着

- 多様な移住・定住者の受け入れを促進します。
- 地域外生活者の地域活動への参加を促進します。

主な指標

※新規参入者の確保

H26～30年度 9組 → H31～35年度 10組 【維持】

※（再掲）NPO 法人等が地域の活性化に取り組む地域

H29 年度 3 地域 → H35 年度 3 地域【維持】

（3）多様な主体の参画による地域固有の資源の維持及び活用

現状と課題

農村の魅力である多様な生物、地域固有の景観、祭りや伝統文化といった有形無形の資源の役割や魅力を再度検証し、活用することが重要である。

地域資源は、中山間地域等直接支払事業を活用した共同取組活動等により保全されてきたが、地域内人口の減少により年々維持管理が厳しくなっている。

このような状況の中、一部では交流関係人口の拡大・地場産食材の販路拡大等、資源の活用に向け地域住民が主体となった取り組みが始まった。

今後は、地域主体の新たな活動が継続されるよう、活動の新たな担い手の育成が課題になるものと思われる。

施策の目標と主な取組

※●印は重点的な取組事項

地域固有の資源を有効活用した経済活性化への取り組みを支援します。

地域資源の維持

- 良好な農村景観、農業施設の維持・保全を推進します。
- 地域資源管理の効率化・省力化を支援します。

地域資源を活用した交流・経済活性化

- 地域住民による地域資源の再検証及び活性化への取り組みを支援します。
- 地元企業等との連携による農村の地場資源を活用した新商品開発、新分野への事業展開を推進します。
- 連携の核となる人材を発掘・育成します。

主な指標

※農林課が把握する農商工連携の活動グループ数

H29 年度 5 組 → H35 年度 6 組【拡大】

※修学旅行受入数 H29 年度 17 校 → H35 年度 18 校【拡大】

東山地域での地域住民が主体となった取り組み

フォトコンテスト

棒積み保存プロジェクト

第2回 PHOTO CONTEST
ふらの 東山エリア
フォトコンテスト **作品募集**

テーマ 富良野市東山エリア（東山・西達布・老節布・平沢）に点在する風景やイベント、働く人の姿など地域のベストショットを募集します。

募集期間 2017年7月1日～2017年8月31日 当日消印有効
 どなたでも応募いただけます。（プロ・アマ・年齢不問）撮影時期は問いません。

第1回 クラウンプリ作品
 雨上がりの空に虹が架かる美しい風景を捉えた作品。撮影者：山田 俊秀、撮影場所：西達布

第1回 ベストオブショウ作品
 美しい花畑の風景を捉えた作品。撮影者：山田 俊秀、撮影場所：西達布

第1回 準グランプリ
 美しい夕景を捉えた作品。撮影者：山田 俊秀、撮影場所：東山

主催：ふらの東山エリアフォトコンテスト実行委員会
 後援：中山間富良野市集落協議会
 東山地域連絡協議会 / 富良野市
 協賛：ふらのワイン / 富良野チーズ工房

問い合わせ先：「ふらの東山エリアフォトコンテスト」実行委員会 事務局（富良野市 東山支所内）
 電話：TEL 0167-27-2121 FAX：0167-27-2268
 富良野市公式ホームページ：http://www.city.furano.hokkaido.jp/（ふらの東山エリアフォトコンテストで検索）



(4) 地域の持続的かつ自立的発展に必要な条件整備

現状と課題

農村部における生活環境施設の整備は前進しているものの、住民が望むレベルとかい離しており、更なる整備が必要である。特に情報インフラは現代社会の生活基盤として、また、スマート農業の実現のためにも拡充が求められている。Ⅱ章2節(6)の②参照。

また、近年の極端な気象変動による作物の生育不良や、有害鳥獣による農業被害は、営農意欲の減退にも繋がることから、適切な対策をすすめて被害を最小限に抑えることが重要である。

農村は多面的機能を有しており、市民生活から見ても高い価値を有していることを踏まえ、住民の生活を維持するための生活基盤、産業基盤等の条件整備に努めることが必要である。Ⅱ章2節(9)参照。

○生活基盤整備の状況

	2000年	2005年	2010年	2015年
道路改良率（全市）	30 %	34 %	35 %	37.6 %
道路舗装率（全市）	41 %	46 %	48 %	50.1 %
上水道普及率（農村地区）	70 %	75 %	73 %	78 %

資料：富良野市経済部農林課調べ

○有害鳥獣の駆除状況

	2005年	2010年	2015年
有害鳥獣駆除数	831 頭	1257 頭	944 頭

資料：富良野市経済部農林課調べ

施策の目標と主な取組

※●印は重点的な取組事項

地域で生活しやすい生活基盤を維持し、併せて必要な生活支援を推進します。

農村における
効率的・効果的
な生活環境の
整備

- 農村における効率的かつ効果的な生活環境の整備を調査研究します。
- 農村移住促進に必要な情報提供を充実します。
- 医療・福祉等サービスを充実します。
- 有害鳥獣の駆除や防鹿フェンスの維持管理の強化、アライグマ等の小動物への被害防止対策を検討します。
- 地域の生産条件に適した作付体系の再構築など、持続可能な農業経営に向けた取り組みを支援します。
- 農村部での生活及び営農活動に必要な基盤の整備を推進します。
- 農家戸数が少ない集落に対し集落相互の補完、集落再編を提案します。

主な指標

※（再掲）地域の活性化に向けた構想を考える団体

H29年度 2団体 → H35年度 3団体 【拡大】

3 節 農畜産物の安全及び安心を確保するための施策

消費者から信頼される産地となるためには、第一に消費者が「安全・安心」と思えること、さらに消費者にとって他とは違う価値があることを認知されることが重要である。

「安全・安心」を消費者に認知させるためには、生産者自らがコンプライアンスを徹底しつつ、生産工程管理に取り組み、さらにその取り組みを伝える機会を作ることが必要になる。

また、市民、市内事業者が地場産品を活用しやすくするためには、市内流通の一層の充実が望まれる。Ⅱ章2節(5)参照。

3 農畜産物の安全及び安心を確保するための施策

第13条 市は、農畜産物の安全及び安心を確保するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 安全及び安心を確保するために必要な条件整備
- (2) 食に関する情報提供の充実
- (3) 生産者と消費者の交流を通じた信頼関係の構築
- (4) 市内流通の確保

(1) 安全及び安心を確保するために必要な条件整備

現状と課題

消費者が安全な農産物を安心して入手することを実現するために、産地段階で取り組むべきことは、栽培から出荷までの全工程において危害要因を排除することである。

このことを実現するため、農産物の生産に関わる全ての人がコンプライアンスを徹底し、その上で作業工程の適正化に取り組むことが必要になる。

作業工程の適正化には、GAP等を参考として作業工程の適正化への取り組みを拡大させることが重要である。

近年、外国人旅行者の増加に伴い、観光客によるほ場への病害虫の持ち込みが新たな危害要因となってきており、この対策にも取り組む必要がある。

施策の目標と主な取組

※●印は重点的な取組事項

農畜産物の安全性確保に必要な生産・流通段階の手法導入や条件整備を進めます。併せて、信頼確保に必要な情報提供体制の確保を推進します。

食料の安全性
確保に向けた
取り組み

○コンプライアンスを徹底します。

●生産・流通段階における危害要因の混入を排除するため、適正な生産資

材の使用や農場HACCP、GAP等の生産工程管理手法の導入を推進します。

- GAP等の取り組みを推進するため、指導できる人材を育成します。
- リスク管理に必要な生産技術情報の収集・伝達を迅速にします。
- 出荷前の自主検査を促進します。
- 家畜の伝染性疾病に対する危機管理体制を強化します。
- 観光客を介したほ場へ病害虫の持ち込みを防ぐため、ほ場侵入防止の啓発活動を強化します。

安心（信頼）確保に向けた取り組み

- トレーサビリティ（栽培履歴）を充実し、消費者への情報提供体制の強化を図ります。
- 直販・市場流通における透明性確保を指導します。
- フードディフェンスの取り組みを徹底します。

主な指標

- ※農場 HACCP H29年度 2農場 → H35年度 3農場【拡大】
- ※GAP（JGAP・GGAPあわせて） H30年度 7農場＋1団体（18戸参加）
→ H35年度 14農場＋1団体【拡大】

（2）食に関する情報提供の充実

現状と課題

食育の取り組みとして、学校農園、市民農園、市民出前講座、ふるさと給食の実施、農業青年等による農業体験講座、さらに、学校での栄養士等による食育学習が進められている。また、学校給食においては、従来の「ふるさと給食」に加え、現在は月ごとに旬の食材を使用した1品を提供する「ふるさと食材の日」も実施している。（3,4,9月を除く月で実施）
 今後は、食育を通じて、子どもたちが農業に携わる人材になりたいと思うように情報提供を工夫できないか検討が必要である。

○食育関連事業の実施状況

	2000年	2005年	2010年	2015年
学校農園設置学校数	16/18校	16/18校	14/16校	15/15校

	2015年	2016年	2017年
学校給食における主要食材の地元産利用率	63.12%	63.93%	66.16%

資料：富良野市経済部農林課調べ

施策の目標と主な取組

※●印は重点的な取組事項

農業・農村の持続的発展に必要な人材確保に向け、若年期から農業に接する機会を拡大します。また、食に関する情報提供を通じて消費者から「安心」を得られるよう努めます。

食農教育の充実

- 学校農園等、義務教育から農業に触れる体験を充実します。
- 地元農業理解促進のため、農業の魅力を伝える機会を創出します。
- 有志農業者による農業体験学習を充実します。
- 給食事業と連携した食農教育を充実します。

富良野農業・農村に対する理解の促進

- 生産現場に関する情報提供を強化します。
- 農村活動に関する情報提供を強化します。
- 観光の拠点である「コンシェルジュ フラノ」等と連携し、農業や農村の魅力を伝える情報発信・活動を強化します。

主な指標

※ふるさと給食の日の実施（地元産食材 90%程度使用）

H30 年度 2 日／年 → H35 年度 2 日／年【維持】

※ふるさと食材の日の実施（献立に地元産食材を使用）

H30 年度 1 回／月 → H35 年度 1 回／月【維持】

(3) 生産者と消費者の交流を通じた信頼関係の構築

現状と課題

食に関する消費者との信頼関係構築には、顔が見え、話ができる距離での交流が効果的である。農業者と消費者をつなげ富良野農業の魅力を発信するイベント「ファーマーズギフトショー」や「地産地消」をキーワードにしたイベント、直売、農業体験等が行われている。

今後も、このような取り組みを継続し通じて消費者に応援される環境を作っていくことが重要である。

施策の目標と主な取組

※●印は重点的な取組事項

市内外の消費者が農業にふれる機会を拡大し、消費者と本市農業の信頼構築を図ります。

都市農村交流の促進

- イベントを介した相互理解を促進します。
- グリーンツーリズムを促進します。
- 市民グループによる自主的な取り組みを促進します。

- 地元の農業や農村に詳しい知識をもった人材を育成します。
- 農泊について他地域の事例など調査研究します。

主な指標

※市民グループ主催の農業関連イベント

H29年度4件 → H35年度5件【拡大】

※（再掲）修学旅行受入数 H29年度17校 → H35年度18校【拡大】

（4）市内流通の確保

現状と課題

市内における地元農畜産物の流通は、フラノマルシェやスーパー、各農家での直売など、広がりを見せている。

また、地場産食材を原料とし、市内で加工した商品を認定する「メイドインフラノ事業」がスタートしており、商工業者にあっては地場産食材を使用する機運が徐々に高まっている。今後も市内での地元農畜産物の購入・活用する機会を一層増やす努力が必要である。

施策の目標と主な取組

※●印は重点的な取組事項

市内で地元産農畜産物を入手する機会を増やします。

地産地消の推進

- 学校給食における地元食材利用を増やします。
- インショップ、直売、市場などの取り組みを支援します。

食品産業における地元食材利用促進

- 食品産業と農業との連携強化に取り組みます。
- 地元食材を利用した特産品開発を支援します。
- 地元飲食店や旅館等に対して地場産食材を知る機会を創出します。

主な指標

※学校給食における60%以上地元産を使用している食材品目

H30年度3品目 → H35年度4品目【拡大】

※ふらのコーナーを持つ量販店 H29年度3店舗 → H35年度4店舗【拡大】

※直売所の設置数 H29年度50カ所 → H35年度50カ所【維持】

※農産物原料としたメイドインフラノ認定商品数

→ 認定商品の拡大（H31.1・31品）【拡大】

IV章 施策体系及び主要事業

2節 施策体系に対する主要事業

①農業の持続的発展に関する施策

実施主体		区分	事業名	H30	H31	H32	H33	H34	H35	拡充の方向性	
富良野市	(農林)	既存事業	一般事務（調査研究、情報収集・発信）								
			農業振興地域整備計画		●						
			農地耕作条件改善事業（負担軽減）			●					
			水利等農業施設維持管理（負担軽減）								
			多面的機能支払事業		●						
			中山間地域等直接支払事業（共同取組活動）		●						
			環境保全型農業直接支払事業		●						
			農水省・防衛省等補助事業								
			広域公共串内牧場								
			(拡) 畜産クラスター事業								
	(拡) 草地畜産基盤整備事業			●							串内での哺育育成センターの設置および草地整備等の実施
	(拡) 信頼される産地づくり支援事業										GAP等の取組拡大、労務管理向上、農産加工品質向上、働きやすい雇用環境づくり等の自主的な取り組みを広げる
	耕作放棄地対策										
	(拡) スマート農業促進支援事業										実用段階となった技術を導入対象として拡大
	(拡) 基盤整備事業の推進										地域調整を行う農業センターの設置等、事業の円滑な推進
	(拡) 地域特産品振興対策事業										
	(拡) メイドインフラノ推進事業										認定商品の拡大
	(拡) 中小企業振興事業				●						UIターンを受入れた法人等への家賃・住宅手当の補助
	(ぶどう果樹研究所) (保健福祉)			ぶどう果樹経営支援対策事業							
				特定健康診査等事業推進							
			健康増進事業								
(農林)	新規		農家子弟就農促進対策の検討	●	●						就農するキッカケづくり、経営基盤強化への支援
			第三者継承等の検討	●	●						意向調査およびコンサル等による資産の評価等
			新たな受委託組織の設置の推進	●			●				畜産における広域でのTMRセンターの設置等に向けた調整
			新たな地域での基盤整備に向けた取組	●							新たな事業実施に向けた地域での話し合い・調整
			働き手確保対策の検討	●							働き手を一括確保するシステムの高度化、確保手段の多層化、多様な働き方を受入れる環境づくりの検討
			子育て等サポート体制の検討	●							安心して働きに出られる状況へのサポート体制のあり方検討
市農業担い手育成機構	既存事業		農業担い手育成事業								
			農業基盤学講座の開催								
			企業との連携窓口								

①農業の持続的発展に関する施策

実施主体	区分	事業名	H30	H31	H32	H33	H34	H35	拡充の方向性
農業委員会	既存事業	農業委員会活動							
普及センター富良野支所	既存事業	多様な担い手の育成・確保支援							
		環境と調和のとれた安全・安心な食料生産への支援							
		生産基盤の整備と新たな技術導入への支援							
		高付加価値化の取組への支援							
ふらの農業協同組合	既存事業	組織育成							
		(拡) 生産部会運営							多様な人材を受け入れる環境づくり、労働力を供給する新たな仕組みの調査研究
		アグリパートナー対策							
		(拡) 農作業請負事業							他産地との連携、外国人材の受入拡大に向けた対策など働き手を一括確保するシステムの高度化
		販売事業							
(拡) 営農対策							品目集約などによる経営基盤の強化、選別施設等の集約、ほ場の排水性改善対策等		
市営農活性化対策協議会	既存事業	(拡) 労働力確保対策部会							新たな働き手確保対策の試行
		農業・農村の振興に関する調査、情報収集							
中山間富良野市集落協議会	既存事業	地域リーダー育成事業		●					
		農村活性化対策事業		●					
		適正肥培飼養管理推進事業		●					
		集落協議会助成事業		●					
		重点地区助成事業		●					
自営農業者教育振興会	既存事業	農事研修							
		視察研修							
		特別事業							
ふらの農翔会	既存事業	研修事業							
		担い手の育成							
市家畜伝染病自衛防疫組合	既存事業	家畜伝染病防疫対策							
アグリパートナー推進協議会	既存事業	アグリパートナーの確保							
家族経営協定推進協議会	既存事業	家族経営協定の推進							
富良野地区営農推進協議会	既存事業	生産性向上の推進							
市農業再生協議会	既存事業	経営所得安定対策事業							
		水田活用の直接支払事業 等							※制度の見直し 収益力を高める取り組み実施の必須

②農村の維持及び振興に関する施策

実施主体		区分	事業名	H30	H31	H32	H33	H34	H35	拡充の方向性	
富良野市	(農林)	既存事業	北大大学院農学研究院包括連携協定推進								
			水利等農業施設維持管理（負担軽減）								
			多面的機能支払事業		●						
			中山間地域等直接支払事業（共同取組活動）		●						
			信頼される産地づくり支援事業								
			農水省・防衛省等補助事業								
			(拡) 有害鳥獣駆除対策								小動物への対応強化、防鹿フェンスの維持管理強化
			一般事務（調査研究、情報収集・発信）								大学との人的交流の拡大
			(拡) スマート農業促進支援事業								省力化機械の導入を推進
			(商工観光)		観光振興事業（山部・東山）						
	(企画振興)		(拡) メイドインフラノ推進事業							認定商品の拡大	
	(保健福祉)		広報発行								
			移住促進事業								
			生活交通路線維持対策事業								
			福祉のまちづくり事業								
			除雪ヘルパー派遣事業								
			医療受診者通院交通費助成事業								
			外出支援サービス助成事業								
			高齢者医療送迎車運行事業								
			訪問介護ステーション交通費助成事業								
			高齢者緊急通報システム事業								
	(支所) (教育委員会)		介護予防事業								
			介護保険事業								
			医療、福祉等のサービス充実								
			コミュニティカーの運行								
		放課後子ども教育事業									
		高等学校バス通学定期補助事業									
		情報インフラの充実等、農村生活基盤の整備								情報インフラ整備の拡充への手法調査研究	
富良野市	(農林)	新規	(拡) 農村活性化対策の検討				●			地域が主体となった取組への支援を検討	

②農村の維持及び振興に関する施策

実施主体	区分	事業名	H30	H31	H32	H33	H34	H35	拡充の方向性
ふらの農業協同組合	既存事業	営農対策							
		有害獣個体数管理対策							
中山間富良野市集落協議会	既存事業	地域リーダー育成事業		●					
		(拡) 農村活性化対策事業		●					交流関係人口増への取組を支援
		集落協議会助成事業		●					
		重点地区助成事業		●					
	適正肥培飼養管理推進事業(有害鳥獣対策)		●						
	新規	新たな鳥獣被害対策の検討	---	●					小動物への対応、鹿柵維持管理の手法検討
普及センター富良野支所	既存事業	高付加価値化の取組への支援							
		活力ある心豊かな農村づくりの推進(重点地区活動)							
ふらの観光協会	既存事業	観光ボランティアの育成							農業・農村に詳しいガイド育成

③食の安全及び安心を確保するための施策

実施主体		区分	事業名	H30	H31	H32	H33	H34	H35	拡充の方向性	
市	(農林)	既存事業	(拡) 信頼される産地づくり支援事業							HACCPやGAP等の取組拡大	
			市民農園運営								
			(拡) 一般事務(調査研究、情報収集・発信)								病害虫の侵入防止の啓発強化
	(商工観光)		地域特産品振興対策事業								市民への富良野産の認知向上
			(拡) メイドインフラノ推進事業								
			広報発行								
	(企画振興) (教育委員会)		「子どもたちのための食育ガイドライン」普及								
			学校農園の設置								
	(学校給食センター)		栄養士等による食育授業								
(拡) 学校給食の提供									地元使用割合の増		
普及センター富良野支所		既存事業	活力ある心豊かな農村づくりの推進(重点地区活動)								
			環境と調和のとれた安全・安心な食料生産への支援								
			高付加価値化の取組への支援								
ふらの農業協同組合		既存事業	営農対策								
			販売事業								
市家畜伝染病自衛防疫組合		既存事業	家畜伝染病防疫対策								
NPO法人等		既存事業	(拡) 農業体験受入							農泊の調査研究	
JAふらの青年部等		既存事業	食農教育・体験学習対応								
中山間富良野市集落協議会		既存事業	農村活性化対策事業			●					
			適正肥培飼養管理推進事業			●					
ふらの観光協会		既存事業	観光ボランティア育成							農業、農村に詳しいガイド育成	
各種活動組織		既存事業	食農教育・富良野の食をPR								

参考資料

- 1 富良野市農業及び農村基本条例

富良野市農業及び農村基本条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第8条）
- 第2章 基本的施策（第9条－第13条）
- 第3章 審議会の設置（第14条－第19条）
- 第4章 委任（第20条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、農業及び農村に関する基本理念、その実現に必要な基本的施策、市、農業者及び農業団体の責務、市民及び事業者の役割を定め、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、環境に配慮し将来にわたり良質な食料を安定供給する豊かな田園都市の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 市内で自ら農業を営む個人、団体及び法人をいう。
- (2) 農業団体 農業協同組合、農業共済組合、土地改良区その他の農業関係団体をいう。
- (3) 市民 市内に住所を有する者及び市内に勤務地又は通学地を有する者若しくは滞在する者並びに市内に所在する不動産の所有者又は管理者をいう。
- (4) 事業者 市内で農業に関連する事業活動を行う法人その他の団体をいう。
- (5) 市 市長、農業委員会及び教育委員会をいう。
- (6) 集落機能 農村における農業資源の維持管理機能、農業生産面での相互補完機能及び生活面での相互扶助機能をいう。

（基本理念）

第3条 本市農業は、優良な農地、農業資源及び担い手を適切に確保し地域特性を踏まえた望ましい農業構造を確立し、将来にわたり持続的な発展を図ることで、多様化する需要に即した良質な食料を安定的に供給するとともに、食料自給率の向上に貢献するものとする。

2 農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれることにより、農業の持続的な発展の基盤として役割を果たすものであるもので、農畜産物の供給機能及び国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面にわたる機能が適切かつ十分に発揮されるよう、生産条件及び生活環境の整備その他の福祉の向上が図られなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、農業及び農村に関する総合的な施策を推進する責務を有する。

2 市は、農業及び農村に関する施策を講ずるときは、国及び北海道との適切な役割分担を踏まえて、市の区域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。

3 市は、農業及び農村に関する施策への市民理解を促進するための啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(農業者の責務)

第5条 農業者は、自らが農村におけるまちづくりの重要な役割を担っていることを認識し、農業及びこれに関連する活動を行うにあたっては基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(農業団体の責務)

第6条 農業団体は、農業及び農村に関連する活動を行うにあたっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 農業団体は、専ら農業を営む者及び経営意欲のある農業者が効率的かつ安定的な農業経営ができるよう生産、流通その他必要な施策を講じなければならない。

(市民の役割)

第7条 市民は、農業及び農村が市民生活に果たしている役割についての理解を深め、多面的機能の維持活動への参画、地域で生産される農畜産物の積極的な消費に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり農業及び農村の発展に積極的に協力するものとする。

2 食品の加工、流通及び販売に携わる事業者は、地域で生産された農畜産物を積極的に使用し、又は活用するよう努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第9条 市長は、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、概ね5年を期間とする富良野市農業及び農村基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 農業及び農村に関する施策についての基本的な方針
- (2) 農業及び農村に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策及び目標
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、市議会に報告するとともに、市民に公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策についての基本的な事項)

第10条 市は、基本理念にのっとり各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、農業及び農村に関する施策の策定及び実施を、総合的かつ計画的に行わなければならない。

2 市は、農業者等の自主的な努力を支援することを基本に、施策を講ずるものとする。

(農業の持続的発展に関する施策)

第11条 市は、農業の持続的発展のため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 農業の担い手の育成及び確保
- (2) 需要に即した生産の促進
- (3) 農地の有効利用の促進
- (4) 経営発展の基礎となる条件整備

(5) 経営の発展に向けた多様な取り組みの促進

(6) 環境と調和のとれた農業生産の推進

(農村の維持及び振興に関する施策)

第12条 市は、農村の維持及び振興のため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 集落機能の活性化

(2) 農村地域の多様な担い手の確保

(3) 多様な主体の参画による地域固有の資源の維持及び活用

(4) 地域の持続的かつ自立的発展に必要な条件整備

(農畜産物の安全及び安心を確保するための施策)

第13条 市は、農畜産物の安全及び安心を確保するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 安全及び安心を確保するために必要な条件整備

(2) 食に関する情報提供の充実

(3) 生産者と消費者の交流を通じた信頼関係の構築

(4) 市内流通の確保

第3章 審議会の設置

(設置)

第14条 富良野市農政の推進にあたり、市長の附属機関として富良野市農政審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第15条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議を行い、市長に意見を具申するものとする。

(1) 基本計画の策定、施策の実施状況及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるものの他、農政に関する重要な事項

(委員)

第16条 審議会の委員は、次に掲げる者の中から15人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

(1) 富良野市区内の農業者

(2) 市民（公募による。）

(3) 農業団体の職員

(4) 事業者

(5) 関係行政機関の職員

(6) 学識経験者

2 委員は、調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第17条 審議会に委員の互選により委員長、副委員長各1名を置く。

2 委員長は、会議の議長となり会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第18条 審議会の会議は市長の要請に応じて委員長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 19 条 審議会の庶務は、経済部において処理する。

第 4 章 委任

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 富良野市農業振興条例（昭和 50 年条例第 25 号）及び富良野市農政審議会条例（昭和 63 年条例第 17 号）は、廃止する。

參考資料

2 策定經過

(1) 富良野市農政審議会の開催経過

	開催日	議題等
第1回	平成30年7月11日	(1)辞令交付 (2)委員長、副委員長選出 (3)第2次基本計画の評価と検証について
第2回	平成30年10月3日	(1)第2次基本計画の評価と検証について (2)新たな基本計画策定に向けた意見の提出について (3)働き手確保の現状と今後のあり方(案)について
市長報告	平成30年10月11日	・第2次基本計画の評価と検証について
事例調査	平成30年11月22日	審議会道内事例調査 ・新篠津村 (有)大塚ファーム：働き手確保対策 ・石狩市 JAいしかり：働き手確保対策
第3回	平成30年12月20日	(1)新たな基本計画における取組内容(案)について (2)新たな働き手確保対策のあり方(案)について
第4回	平成31年1月31日	(1)第3次農業及び農村基本計画(素案)の諮問 (2)第3次農業及び農村基本計画(素案)の審議
答申	平成31年2月12日	・第3次農業及び農村基本計画(素案)について

○富良野市農政審議会委員名簿(敬称略)

区分	氏名	地区又は所属	備考
市内農業者	小師和彦	中央地区(露地野菜)	委員長
	佐々木雅志	西部地区(露地野菜+施設園芸)	副委員長
	岡田憲雄	東山地区(露地野菜)	
	藤野啓一郎	東部地区(畑作)	
	亀淵貴史	西部地区(露地野菜+施設園芸)	
	池田勝	山部地区(水稲+施設園芸)	
	杉村鉄也	山部地区(水稲+畑作)	
	小笠原博	東山地区(施設園芸)	
	鶴井敦士	東部地区(酪農)	
農業団体職員	武田達樹	ふらの農業協同組合	
事業者	佐藤仁寿	富良野金融協会	
関係機関職員	猫塚雅彦	上川農業改良普及センター富良野支所	
学識経験者	東山寛	北海道大学大学院農学研究院	

第2次富良野市農業及び農村基本計画 の評価と検証について

平成30年10月11日

富良野市長 北 猛 俊 様

富良野市農政審議会
委員長 小 師 和 彦

平成30年7月11日の審議会設置より「第2次富良野市農業及び農村基本計画の評価と検証について」を審議した結果、適当と認めます。

なお、新たな富良野市農業及び農村基本計画の素案作成にあたっては、次の意見が反映されることを希望いたします。

記

新たな富良野市農業及び農村基本計画の素案作成にあたっての意見

1. 本計画に掲げる基本理念の実現に向け「供給力を維持し持続可能な農業の発展」に主眼を置き、市内関係機関・団体が同一步調をとり農業及び農村の振興を図る体制づくりを進めること。
2. 上記の実現に向け、喫緊の課題である労働力不足に対応するため「労働力支援対策」と「省力化対策」について重点的に取り組み、あわせて作業効率の良い優良な農地を次世代に引き継ぐための「農地対策」を計画策定の3つの柱とし、本市農業の推進を図ること。
3. 農業生産の基盤である農村の機能低下が懸念されることから、住民自らの創意工夫による地域活性化に向けた活動の裾野が広がるよう努めること。
4. 農業者や関係団体との意見交換を行い、基本計画への意見反映に努めること。
5. 本市農業及び農村の振興にあたっては、国及び道と連携することとともに、これらに対して施策の提言を積極的に行うこと。
6. 国際貿易協定の動向等、農業情勢の変化に対しては、計画期間中でも柔軟に対応すること。

富良野市農業及び農村基本計画について（諮問）

平成 31 年 1 月 31 日

富良野市農政審議会
委員長 小 師 和 彦 様

富良野市長 北 猛 俊

富良野市農業及び農村に関する施策を総合的に推進するため、富良野市農業及び農村基本条例第 15 条の規定に基づき、第 3 次富良野市農業及び農村基本計画（素案）について意見を求めます。

富良野市農業及び農村基本計画について（答申）

平成 31 年 2 月 12 日

富良野市長 北 猛 俊 様

富良野市農政審議会
委員長 小 師 和 彦

平成 31 年 1 月 31 日付けで当審議会に対し、第 3 次富良野市農業及び農村基本計画（素案）について諮問を受け、慎重に審議を重ねて参りました。

その結果、当審議会としては委員の意見を次のとおり取りまとめましたので、ここに答申いたします。

なお、第 3 次富良野市農業及び農村基本計画の策定及び推進にあたっては、これらの意見が十分に反映され、計画（素案）の中で示された基本理念が実現されることを希望いたします。

記

〈第 3 次富良野市農業及び農村基本計画（素案）に関する意見〉

1. 農業及び農村の振興に当たっては、国及び道と連携することとともに、これらに対して施策の提言を積極的に行うこと。

2. 本計画に掲げる基本理念の実現に向け、市内関係機関・団体が同一歩調をとり農業及び農村の振興を図ること。また、沿線町村とも連携しながら、諸問題の解決に努めること。
3. 多様な農業が本市で共存できるよう、きめ細やかな目配りに努めること。
4. 働き手不足が深刻化するなか本市食料供給力の維持に向け、「働き手確保対策」「省力化対策」「農地対策」および「後継者対策」について、重点的に推進すること。
5. 国際貿易協定の動向等、農業情勢の変化に対して柔軟に対応すること。

(2) 富良野市農政審議会以外の市民参加の経過

(1) パブリックコメント

時 期	内 容
平成 31 年 2 月 14 日 ～ 3 月 6 日	第 3 次富良野市農業及び農村基本計画（素案）の策定について

(2) 意見交換会

対象者	開催日	議 題 等
中山間事業・富良野市集落協議会	平成 30 年 9 月 14 日	本市農業及び農村の現状と課題について
J A ふらの青年部	平成 30 年 9 月 26 日 平成 30 年 10 月 15 日	本市農業及び農村の現状と課題について
農業委員会農地部会	平成 30 年 9 月 26 日	本市農業及び農村の現状と課題について
市営農活性化対策協議会	平成 30 年 9 月 26 日	本市農業及び農村の現状と課題について
J A ふらの女性部	平成 30 年 10 月 11 日	本市農業及び農村の現状と課題について
農作業請負事業者	平成 30 年 12 月 13 日	働き手確保対策について
富良野酪農組合及びふらの農協酪農部青年部	平成 30 年 12 月 26 日	本市農業及び農村の現状と課題について
J A ふらの東山地区役員	平成 31 年 1 月 9 日	地域の農業及び農村の現状と今後の対策について
ミニトマト部会役員	平成 31 年 1 月 24 日	働き手確保対策について
J A ふらの役職員	平成 31 年 1 月 28 日	新たな農業及び農村基本計画（素案）について

(3) その他・庁内検討などの経過

	開催日	議題等
内部打ち合わせ	平成 30 年 5 月 16 日	課内打ち合わせ
内部打ち合わせ	平成 30 年 5 月 29 日	課内打ち合わせ
内部打ち合わせ	平成 30 年 7 月 2 日	課内打ち合わせ
庁内策定委員会	平成 30 年 7 月 5 日	委員会の設置 計画策定の基本的な考え方について
内部打ち合わせ	平成 30 年 7 月 18 日	課内打ち合わせ
内部打ち合わせ	平成 30 年 8 月 1 日	課内打ち合わせ
事例調査	平成 30 年 8 月 2 日 ～8 月 3 日	道内事例調査 ・後志振興局等：働き手確保対策
内部打ち合わせ	平成 30 年 8 月 21 日	市長、副市長協議
内部打ち合わせ	平成 30 年 8 月 31 日	課内打ち合わせ
内部打ち合わせ	平成 30 年 9 月 28 日	課内打ち合わせ
研修会の開催	平成 30 年 10 月 5 日	働き手確保対策研修「富良野で農業労働力を確保するために考えなければならないこと」
内部打ち合わせ	平成 30 年 11 月 1 日	課内打ち合わせ
研修会の開催	平成 30 年 11 月 15 日	働き手確保対策研修「富良野地域の農業雇用労働力の現状とこれからの取り組み」
内部打ち合わせ	平成 30 年 11 月 28 日	課内打ち合わせ
内部打ち合わせ	平成 30 年 12 月 18 日	市長協議
内部打ち合わせ	平成 30 年 12 月 26 日	課内打ち合わせ
内部打ち合わせ	平成 30 年 1 月 15 日 ～1 月 21 日	関係部署との関連事業の調整
内部打ち合わせ	平成 30 年 1 月 18 日	予算協議
庁内策定委員会	平成 30 年 1 月 22 日	新たな農業基本計画（素案）について
研修会の開催	平成 31 年 1 月 23 日	働き手確保対策研修「外国人技能実習生の正しい受入れ方と受入の実態」
内部打ち合わせ	平成 30 年 2 月 日	市長、副市長協議
庁内策定委員会	平成 30 年 3 月 日	計画最終確認

参考資料

3 用語解説及び関係団体一覧

用語集(アイウエオ順)

用語	説明
E P A (イー・ピー・エー)	Economic Partnership Agreement の略。 複数の国や地域の間で、モノだけでなく、ヒトやサービスの移動を自由にすることで経済関係を相互に強める協定のこと。原則として関税のみを取り扱う自由貿易協定（F T A）と比べ、知的財産保護や電子商取引、通関円滑化といった幅広い分野で自由貿易のルールを定める。 日本と欧州連合（E U）のE P Aは、世界の国内総生産（G D P）の約3割、世界貿易の約4割を占める巨大な自由貿易圏となっており、2019年2月1日に発効となった。
エコファーマー	「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、都道府県知事から、たい肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について、認定を受けた農業者の愛称名。
オペレーター	農業機械を操作する人のこと。
家族経営協定	農家の家族従事者が、労働の価値を適正に評価し、経営上の役割分担や地位を明確にするため、家族内で行われるルールのこと。
環境保全型農業 (関連) カバークロープ	「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。 土壌侵食の防止や有機物の供給などを目的として、主作物の休閑期や栽培時の畦間などに栽培される作物のこと。
G A P (ギャップ) (関連) 農場 HACCP	Good Agricultural Practice の略。 農作物の生産において、農産物の食品安全性や品質確保、環境負荷低減を目的に、農産物の生産工程を管理する手法。 第三者が認証するものとして「J・G A P」「G・G A P」などがある。 畜産における生産工程管理手法を指す。
グリーンツーリズム	農村地域において、その自然や文化、人々との交流を楽しみながら、ゆとりある休暇を過ごす滞在型の余暇活動のこと。農業生産活動や農産物を仲立ちとした人的な交流を主体としたものを指す。グリーンツーリズムを受け入れる農村の対応には、ファームイン、ファームレストラン、直売所、観光農園、市民農園等の取り組みがある。
クリーン農業	堆肥等の有機物の施用による土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、農業の自然循環機能を維持増進され、環境との調和に配慮した安全・安心、品質の高い農産物の生産を進める農業のこと。

耕作放棄地	農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付がされず、この数年の間に再び作付けをする考えのない耕地のこと。
耕畜連携	水田において飼料作物を生産し、畜産農業に供給することや、家畜排せつ物と水田・畑作物廃棄物（稲わら、麦わらなど）と混合調整して堆肥を製造し、畑地等へ還元するなど耕種と畜種が協力しあって資源の循環的利用に取り組むこと。
コントラクター	耕起や農産物の収穫作業等の農作業の請負を行う組織のこと。
コンプライアンス	法令遵守。ルールに従って公正・公平に業務を遂行すること。
スマート農業	<p>「ロボット技術やICT等の先端技術を活用し、超省力化や高品質生産等を可能にする新たな農業（農林水産省より）」のことであり、その将来像として以下の5つの方向性が示されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 超省力・大規模生産の実現 トラクター等の農業機械の自動走行の実現により規模限界を打破 2. 作物の能力を最大限に発揮 ドローン等で光や温度を測定したり、過去のデータを活用するなどにより、きめ細やかな栽培（精密農業）を可能とし、多収・高品質生産を実現する 3. きつい作業、危険な作業から解放 収穫物の積み下ろし等重労働をアシストスーツにより軽労化、負担の大きな畦畔等の除草作業を自動化 4. 誰もが取り組みやすい農業を実現 農機の運転アシスト装置、栽培ノウハウのデータ化等により、経験の少ない労働力でも対処可能な環境を実現 5. 消費者・実需者に安心と信頼を提供 生産情報のクラウド（スマホ等で誰もが見える状況）による提供等により、産地と消費者・実需者を直結
多面的機能	農業・農村は作物の生産の場としての役割を果たす以外にも、雨水を一時的に貯留し、洪水や土砂崩れを防いだり、多様な生きものを育んだり、また、美しい農村の風景は、私たちの心を和ませてくれるなど大きな役割を果たしている。こういった様々な役割を担っていることを「農業・農村の多面的機能」と呼ぶ。
地産地消	地域で生産されたものを地域で消費すること。
TMR (ティ・エム・アール)	<p>Total Mixed Ration の略。</p> <p>「混合飼料」のことで、栄養を考えながら粗飼料と濃厚飼料を混ぜ合わせて牛に“えさ”として与える方法のこと。</p> <p>これを大きな規模で行い、畜産農家に混ぜ合わせた栄養価の高い“えさ”として提供しているのが“TMRセンター”と呼ばれる施設。このTMRセンターを利用すれば、個々の畜産農家が飼料を混ぜ合わせる手間が不要で省力化につながる。また、複数戸でまとめて“えさ”を作</p>

	<p>ることで飼料代の節約にもつながる。</p>
<p>T P P 11 (ティ・ピー・ピー-11)</p>	<p>「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」のことで、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、オーストラリア、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ、カナダ、日本の11か国によるもの。</p> <p>アジア太平洋地域においてモノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定となっている。</p> <p>米国がT P P協定を離脱したため、T P Pの早期発効に向けて11か国で合意し、2018年12月30日に発効となった。</p>
<p>トレーサビリティ</p>	<p>食品の流通経路情報（食品の流通した経路及び所在等を記録した情報）を活用して食品の追跡と遡及を可能とする仕組みのこと。</p>
<p>農商工連携</p>	<p>農村には、その地域の特色ある農産物、美しい景観など、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源がたくさんある。</p> <p>このような資源を有効に活用するため、農業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄り、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むこと。</p>
<p>農地所有適格法人 (旧・農業生産法人)</p>	<p>農地等の権利を取得できる法人のこと。</p> <p>※平成21年12月の農地法改正により、一定の条件を満たせば一般法人でも農地の賃貸借ができるようになった。</p> <p>(農地の所有権は不可)</p>
<p>農地中間管理機構</p>	<p>農地等を貸したい農家（出し手）から農地等を預かり、規模拡大や経営の効率化を進めている地域の担い手農家（受け手）へ農地利用の集積・集約化を進めるために農地等の中間的受け皿となる組織のこと。</p> <p>都道府県ごとに1つ組織を置くこととなっており、北海道では（公財）北海道農業公社により事業が行われている。</p>
<p>H A C C P (ハザップ)</p>	<p>食品の衛生管理手法の一つ。危害分析重要管理点方式ともいう。製造における重要な工程を連続的に監視することによって、ひとつひとつの製品の安全性を保証しようとする衛生管理法であり、危害分析、CCP（重要管理点）、CL（管理基準）、モニタリング、改善措置、検証、記録の7原則から成り立っている。</p>
<p>人・農地プラン</p>	<p>各地域において、人と農地が抱える問題を把握し、将来の担い手や農地の維持・管理方法等の今後のあり方について、話し合いを基にまとめる地域の将来像のこと。</p>
<p>ファームイン</p>	<p>農家民宿のこと。</p>
<p>フードディフェンス</p>	<p>食品への意図的な異物の混入を防止する取り組みのこと。</p> <p>原料調達から販売までのすべての段階において、人為的に毒物などが混入されることを防ぎ、食品を守るという考え方。</p>

酪農ヘルパー	酪農家は、朝夕の搾乳作業により、1年を通じて休みが取りづらい実態にあるが、定期的な休日の確保などにより、ゆとりある経営が実現できるよう、酪農家に代わって、搾乳や飼料給与などの作業に従事する人のこと。
有機農業	環境負荷の軽減と同時に化学肥料や農薬に基本的に依存しない栽培方法による農業のこと。 JAS法では、播種又は植付け前2年以上の間、堆肥等による土づくりを行ったほ場において、化学的に合成された肥料や農薬を使用せずに生産された農産物が有機農産物であると規定している。

関係団体等一覧

団体名	構成員	目的等	事務局
富良野市営農活性化対策協議会	土地改良区 農業共済組合 農業改良普及センター 農民連盟 ふらの農業協同組合 富良野市農業委員会 富良野市	本市の農業・農村の振興を総合的かつ円滑に推進するため、関係機関・団体が連携し事業等を展開。	市農林課
中山間地域等直接支払制度 富良野市集落協議会	重点地区の各地区代表 土地改良区 農業共済組合 農業改良普及センター ふらの農業協同組合 農業委員会 富良野市	中山間地域等の条件不利地域において適切な農業生産活動の維持および多面的機能の確保等に資する取組を実施。	市農林課 ふらの農業協同組合
富良野地区農業自営者教育振興会	農業共済組合 農業改良普及センター ふらの農業協同組合 富良野沿線市町村 富良野市議会 富良野市農業委員会 富良野緑峰高等学校 〃 農業特別専攻科振興会	農業自営者教育の振興を図り、以って富良野地区農業の発展に寄与する。	富良野緑峰高等学校

ふらの農翔会	農業改良普及センター富良野支所管内の 北海道指導農業士 農業士 ファームアドバイザーOB 地域おこしマイスターOB 特別会員 経営移譲した農業士	普及事業に協力して農業の担い手育成と地域計画に参画し、地域農業の発展に寄与する。	農業改良普及センター
富良野市アグリパートナー協議会	農業改良普及センター ふらの農業協同組合 富良野市 富良野市教育委員会 富良野市農業委員会	農業後継者の育成と経営の安定を図るため、パートナー対策の推進に必要な方策を講ずるとともに、関係機関団体の協力を得て総合的な活動を行い、生活基盤の確立を図る。	市農業委員会
家族経営協定推進協議会	農業改良普及センター ふらの農業協同組合 富良野市農業委員会 富良野市	農業経営の向上を目指して、家族みんなが経営に参加し、女性農業者の地位確立、後継者の自立を促進し、法人経営の確立を支援することにより、農業及び地域社会の発展に寄与する。	市農林課
富良野地区営農推進協議会	農業共済組合 農業改良普及センター ふらの農業協同組合 富良野沿線市町村 富良野沿線農業委員会	広域農業の円滑な推進により、農業の近代化及び技術の向上並びに農村の振興を図る。	市農林課
富良野市農業再生協議会	土地改良区 農業共済組合 農業改良普及センター ふらの農業協同組合 富良野市	経営所得安定対策の事業を展開。	市農林課 ふらの農業協同組合

富良野市家畜伝染病自衛防疫組合	家畜組織団体加盟会員及び家畜飼養者、家畜管理者	家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、組織的・計画的な自衛防疫を実施し、その発生を未然防止することにより畜産の経営安定に資する。	市農林課
ふらの観光協会	目的に賛同する個人又は団体	富良野市を中心とする地域の観光宣伝、観光客誘致促進などを行う。もって市民生活の向上、繁栄に寄与する。	ふらの観光協会
一般社団法人 富良野市農業担い手育成機構	評議員会 理事会 （富良野市 ふらの農業協同組合 土地改良区 富良野市農業委員会 ふらの農翔会 農業共済組合 農業改良普及センター 地域育成部会 地域指導者グループ）	新規就農を希望する者の円滑な就農及び就農後の早期経営安定を図る。	機構職員 他